

平成26年第1回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成26年3月4日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 議案第20号 平成25年度中頓別町一般会計補正予算
- 第 7 議案第21号 平成25年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第 8 議案第22号 平成25年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 9 議案第23号 平成25年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第10 議案第24号 平成25年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
- 第11 議案第25号 平成25年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算
- 第12 議案第26号 平成25年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 第13 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第14 議案第 9号 中頓別町保健福祉審議会設置条例の制定について
- 第15 議案第10号 社会教育委員設置条例の制定について
- 第16 議案第11号 公平委員会設置条例を廃止する条例の制定について
- 第17 議案第12号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第13号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第14号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第15号 中頓別町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第16号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第17号 中頓別町道路線の廃止について
- 第23 議案第18号 中頓別町道路線の認定について
- 第24 議案第19号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更の協議について

○出席議員（8名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 宮崎泰宗君 | 2番 細谷久雄君 |
| 3番 本多夕紀江君 | 4番 東海林繁幸君 |

5番 星川三喜男君
7番 柳澤雅宏君

6番 山本得恵君
8番 村山義明君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野邑智雄君
教育長	米屋彰一君
総務課長	和田行雄君
総務課主幹	藤井富子君
まちづくり	遠藤義一君
推進課長	中原直樹君
産業建設課長	山内功君
産業建設課技術長	平中敏志君
産業建設課主幹	小林生吉君
保健福祉課長	吉田智一君
保健福祉課参事	青木彰君
教育次長	小林嘉仁君
会計管理者	柴田弘君
国保病院事務長	大川勝弘君
自動車学校長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	高井秀一君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

開会の宣告

○議長（村山義明君） ただいまから平成26年第1回中頓別町議会定例会を開会します。
（午前10時00分）

開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員につきましては、会議規則第118条の規定により、1番、宮崎さん、7番、柳澤さんを指名します。

議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
議会運営委員長の報告を求めます。
東海林さん。

○議会運営委員長（東海林繁幸君） 議会運営委員会の報告をいたします。

平成26年第1回中頓別町議会定例会の運営に関し、2月21日及び2月26日に議会運営委員会を開催しました。その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日3月4日から3月12日までの9日間といたします。3月5日から3月7日までは休会とします。3月9日は休日休会の日ではありますが、開かれた議会を実現するためサンデー議会として、町政執行方針、教育行政執行方針、一般質問を行います。3月10日、本会議終了後から平成26年度各会計予算の審査のため予算審査特別委員会を開き、審査終了まで休会といたします。会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期を残し、閉会いたします。

2、一般質問について、通告期限内に通告したのは7議員であります。一部質問事項の重複があるので、後から質問する議員は答弁の重複が起きないように注意してください。

3、町側から提案された27議案のうち、議案第27号から第34号を除く議案は全て本会議で審議いたします。議案第27号から第34号までは、議長発議による議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査いたします。

4、テレビ中継について、3月9日午前10時からのサンデー議会及び3月10日からの予算審査特別委員会の開始から終了まで、役場町民ホールと町民センターに設置されたテレビに議場から中継を行います。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（村山義明君） これにて議会運営委員会委員長報告は終了しました。

会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日3月4日から3月12日までの9日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日3月4日から3月12日までの9日間とすることに決しました。

お諮りします。3月9日は日曜日であり、休日休会の日ですが、議会運営委員会委員長報告のとおりサンデー議会とし、特に会議を開くことにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、3月9日は会議を開くことに決定しました。

諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告、監査委員の例月出納検査報告につきましては、お手元に配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

なお、町長からの第7期中頓別町総合計画前期実施計画の第5回変更報告につきましては、事前にお配りしておりますことをご了承願います。

これで諸般の報告は終了しました。

行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

本件につきましては、町長一般行政報告としてお手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

これで行政報告は終了しました。

議案第20号

○議長（村山義明君） 日程第6、議案第20号 平成25年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第20号 平成25年度中頓別町一般会計補正予算につま

しては、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） おはようございます。これから議案第20号をご説明申し上げますけれども、大変長くなっておりますので、少しはしょって説明することになるかと思っておりますので、お許し願いたいと思います。

まず、1ページをお開きいただきたいと思っております。平成25年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,785万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ36億787万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成26年3月4日提出、中頓別町長。

6ページをごらんいただきたいと思っております。第2表、地方債補正は、事業費の確定に伴う過疎対策事業債及び臨時財政対策債の限度額の変更でございます。過疎対策事業債では、変更後における限度額を1億4,170万円とするもので、内容といたしましては医療機械器具購入事業の限度額を変更前260万円から変更後220万円に、道営森林管理道松磨線開設事業の限度額を変更前620万円から変更後590万円に、10丁目線交付金事業の限度額を変更前500万円から変更後480万円に、歯科診療所増改修事業の限度額を変更前1,400万円から変更後1,310万円にするものであります。臨時財政対策債では、限度額を変更前1億163万5,000円から変更後1億3,048万5,000円とするもので、いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

24ページをお開きいただきたいと思っております。24ページの歳出からご説明申し上げます。今回の予算につきましては、多くの款、項、目におきまして人件費、物件費あるいは事業終了等に係る既定の予算の不用額の精査、減額が主な内容となっており、いわゆる決算見込みによる補正でございます。

1款議会費でございます。1款議会費、1項1目議会費では、既定額から89万5,000円を減額し、4,492万6,000円とするもので、3節職員手当等及び4節共済費では時間外手当の減及び共済組合負担金の変更に伴う減、9節旅費では議員の視察研修の未実施等により39万6,000円の減、11節需用費では議会だよりの発行ページ数の減により56万円を減額、13節委託料では会議時間数がふえたことにより会議録調製委託料22万2,000円を追加、14節使用料及び賃借料は視察研修未実施による高速料金等、不用額の精査でございます。

25ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額

から135万8,000円を減額し、4億55万円とするものであります。主な減額理由は、2節給料において他部局との人事異動、昇格などに伴い162万8,000円の増額、3節職員手当等においては会計間異動に伴う扶養手当、時間外手当、期末、勤勉手当等を差し引きしまして85万円の減額、4節共済費では負担率の確定等に伴い218万9,000円の減額、7節賃金から9節までは予算の精査により不用額を計上しております。11節需用費では各種追録代、車両燃料代で8万円の追加、12節役務費では郵便数の減に伴い13万円を減額、19節負担金補助及び交付金では会計間の職員異動などにより差額が生じ、38万3,000円を追加しております。

26ページに入っておりますが、2目財政管理費では、既定額から2万8,000円を減額し、360万4,000円とするもので、9節旅費で予算の精査により不用額を計上しております。

3目文書広報費では、既定額から20万3,000円の減額で、219万7,000円とするものです。9節旅費2万8,000円は予算の精査による減額、11節需用費は広報印刷費の不用額により36万4,000円の減額、18節備品購入費18万9,000円は平成26年度に予定しておりました広報用カメラを節税のため消費税増税前に購入するための追加計上であります。

4目財産管理費では、既定額から21万5,000円を減額し、1,827万6,000円とするもので、7節賃金から27節公課費まで、いずれも予算の精査、決算見込みによる不用額の減額であります。

5目企画費では、既定額から940万4,000円を減額し、9,923万5,000円とするものであります。内容は、1節報酬、8節報償費、19節負担金補助及び交付金は、いずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。4節共済費、7節賃金では、当初予定していたそうや自然学校職員1名の採用に至らなかったことによる賃金120万円の減のほか、地域おこし協力隊1名の中途雇用による月割減で社会保険料負担金、賃金を減額するものであります。15節工事請負費では、中頓別・旭台・上駒地区辺地共聴施設新設事業に係る工事で576万1,000円、市街地照明LED化改修工事で2万円のいずれも入札減となっております。18節備品購入費では、そうや自然学校で使用する2連ばしご購入のため3万8,000円を新規計上しております。

28ページでございます。8目防災対策費では、既定額から70万2,000円を減額し、378万5,000円とするものでございます。内容は、18節備品購入費で発電機の入札減による不用額でございます。

9目バス転換関連施設維持管理費では、既定額から12万6,000円を減額し、339万6,000円とするもので、内容は11節需用費で不用額の減額となっております。

10目情報推進費では、既定額から662万3,000円を減額し、2,122万7,000円とするもので、13節委託料でファイアウォール機器更新委託料、職員用パソコン設置委託料の入札減による不用額でございます。18節備品購入費では、職員用パソコン

ン購入事業の入札減で602万6,000円を不用額とするものでございます。

29ページであります。11目社会資本整備総合交付金事業費では、既定額から1万7,000円を減額し、48万3,000円とするもので、内容は寿公園に設置した観光看板整備工事の入札減でございます。

2項徴税費、1目税務総務費では、既定額から4万7,000円を減額し、547万6,000円とするもので、内容は9節旅費で予算の精査による不用額の減額でございます。

30ページに入っておりますが、3項1目戸籍住民登録費では、既定額から464万3,000円を減額し、279万7,000円とするものです。内容は、13節委託料で住基ネット連携保守料210万円については今後番号制度、マイナンバー制度に移行する際に先延ばしすることで皆減をしております。住基ネット機器更新業務委託料については、当初371万6,000円を予算化しておりましたが、サーバーを町村会での共同調達により117万3,000円で済んだことにより、254万3,000円を不用額とするものでございます。

4項選挙費、2目選挙啓発費から4目参議院議員選挙費まで、節の説明を省略させていただきますが、いずれも選挙事業費の確定による予算不用額の皆減もしくは減額でございます。

31ページですが、5項統計調査費、1目統計調査総務費では、既定額から9,000円を減額し、13万4,000円とするもので、1節報酬、9節旅費、11節需用費のいずれも工業統計調査を初めとする各種統計の費用の確定に伴う追加及び不用額の減額でございます。

33ページをお開きいただきたいと思います。民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、既定額から263万2,000円を減額し、1,354万1,000円とするもので、1節報酬では障がい基本計画委員及び介護保険運営協議会委員の報酬を開催実績に合わせて減額するほか、18節備品購入費では福祉バス購入に係る入札減、19節負担金補助及び交付金では日本赤十字中頓別分区補助金の確定に伴う減、21節貸付金では高額療養費一部負担金の貸付見込みがないため皆減をするものであります。

2目老人福祉費では、既定額に90万6,000円を追加し、1億8,317万8,000円とするもので、11節需用費では敬老会、高齢者スポーツ大会の参加者減による減額、13節委託料では介護予防・日常生活支援事業委託料5万3,000円を皆減、20節扶助費は養護老人ホーム利用者の増による老人施設措置費114万円を追加計上するものでございます。

3目国民年金費では、既定額に7,000円を追加し、4万円とするもので、12節役務費で年金ネット端末のウイルス対策ソフトの更新費を計上するものであります。

4目障害者福祉費では、既定額から5万3,000円を減額し、8,598万3,000円とするもので、内容は9節旅費で障害者相談員の旅費の減額でございます。

34ページでございます。5目災害救助費では、既定額の1,100万円を皆減するも

ので、20節扶助費及び21節貸付金において災害弔慰金、災害見舞金、災害貸付金、いずれも支出見込みがないため、不用額とするものであります。

7目地域福祉対策事業費では、既定額から140万円を減額し、499万5,000円とするもので、13節委託料で老人単身者住宅の緊急通報システム導入対象者の利用減により40万円を減額、20節扶助費で重度肢体不自由者等交通費助成金についても決算見込みにより100万円を減額しております。

8目介護福祉センター費では、既定額に41万円を追加し、345万9,000円とするもので、18節備品購入費で故障している介護福祉センターのストーブ1台、給湯器1台、使用期限が迫る消火器11本を消費税増税前に購入するための追加計上でございます。これにつきましては資料が配付されておりますので、ご参照願いたいと思います。

10目介護予防事業費では、既定額に74万6,000円を追加し、136万7,000円とするもので、13節委託料において消費税増税に備え、介護保険システムの改修委託料の計上でございます。

35ページでございます。2項児童福祉費、2目児童措置費では、既定額に612万円を追加し、2,589万9,000円とするもので、23節償還金利子及び割引料において平成24年度子ども手当交付金の国庫への返還金を計上したものでございます。

5目認定こども園費では、既定額に1万4,000円を追加し、1,487万8,000円とするもので、内容は18節備品購入費で厨房用冷房専用エアコンの入札減による減額、給食管理システムの追加計上、栄養ソフトの追加計上でございます。

36ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目予防費では、既定額から5万7,000円を減額し、1,202万5,000円とするもので、13節委託料において、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌が定期接種となったため予防接種業務委託料138万7,000円を追加、これに伴い子宮頸がん等予防接種助成事業委託料96万1,000円を減額するものであります。18節備品購入費では、健康管理システム購入事業で入札減のため48万3,000円を減額するものでございます。

2目母子衛生費では、既定額から8万8,000円を減額し、196万5,000円とするもので、13節において実績確定により妊婦健診に係る委託料の不用額を減額するものであります。

3目環境衛生費では、既定額から35万3,000円を減額し、9,673万5,000円とするもので、11節需用費で指定ごみ袋購入費が入札減により37万6,000円減額、13節委託料ではごみ収集業務委託料が事業の確定により20万7,000円の減、18節備品購入費では小動物用トラップ、わなであります。1基の購入費3万円を計上、19節負担金補助及び交付金では公衆浴場黄金湯への経営赤字分の助成金として20万円を新規計上しております。

5目病院費では、既定額に1億1,000万円を追加し、2億2,424万4,000円とするもので、国保病院事業会計予算の収益、決算の見通しに合わせまして、19節負

担金補助及び交付金で企業債利子、基礎年金拠出金公的負担分、研究研修費を減額、運営事業補助7,337万6,000円を追加し、救急医療費分として3,328万9,000円、累積欠損金解消分として500万円をそれぞれ計上させていただいたところであり、37ページの24節投資及び出資金では、医療機器購入での過疎債限度額の変更に伴い40万円を減額、単独備品購入費分として13万9,000円を計上してございます。

6目診療所費では、既定額に993万8,000円を追加し、6,078万2,000円とするもので、11節需用費で実績確定に伴い歯科診療所修繕料10万円を減額、13節委託料で歯科診療所業務委託料を診療報酬実績に沿って1,000万円の追加計上、15節工事請負費では歯科診療所増改修工事の入札減により36万3,000円を減額、18節備品購入費では故障により住宅用ストーブ1台を取りかえるため20万円を計上したほか、診療用備品としてキャビネット4台分、52万2,000円を計上、歯科レントゲン機器購入の入札減として32万1,000円を減額しております。

8目健康増進費では、既定額から29万7,000円を減額し、701万1,000円とするもので、9節旅費及び13節委託料はいずれも事業の実績から予算の精査による不用額、23節償還金利子及び割引料は平成24年分の実績精査による感染症予防事業国庫補助金返還金でございます。

38ページをごらんいただきたいと思います。5款労働費、1項1目労働諸費では、既定額から226万1,000円を減額し、558万7,000円とするもので、13節において集落活動支援委託料2名分を1名分としたことによる委託料の減額でございます。

39ページです。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では、既定額から6万7,000円を減額し、240万6,000円とするもので、1節報酬において農業委員1名の年度中途での辞任に伴う不用額の減額でございます。

2目農業振興費では、既定額から237万5,000円を減額し、6,976万2,000円とするもので、13節委託料及び15節工事請負費は事業の確定によりそれぞれ不用額を減額、19節負担金補助及び交付金は農業後継者担い手技能向上対策事業補助金10万円の計上を除き、それぞれ事業の確定により不用額を減額したものでございます。

3目畜産業費では、既定額から68万2,000円を減額し、1,622万円とするもので、9節旅費から27節公課費まで、それぞれ事業の確定により不用額を減額したものであります。

4目有害鳥獣対策費では、既定額から52万円を減額し、736万8,000円とするもので、9節旅費から19節負担金補助及び交付金まで、いずれも予算精査による不用額の減額でございます。

41ページでございますが、2項林業費、1目林業振興費では、既定額から68万7,000円を減額し、2,061万3,000円とするもので、9節旅費及び11節需用費については予算精査による不用額の減額、12節役務費は野ネズミ駆除薬剤散布手数料を追加計上したほか、予算精査による減額、15節工事請負費は工事費の確定に伴う追加計

上及び不用額の減額でございます。19節負担金補助及び交付金も各事業の確定に伴う不用額の減額でございます。

2目林道費は、既定額から108万8,000円を減額し、7,865万4,000円とするもので、11節需用費から42ページの19節負担金補助及び交付金まで、主に事業の確定に伴う予算の追加及び不用額の減額でございます。

43ページ、7款商工費、1項商工費、1目商工総務費では、既定額から2万円を減額し、2,556万1,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金で中小企業振興資金利子補給補助金の不用額の減額でございます。

2目観光費では、既定額に426万5,000円を追加し、3,978万7,000円とするもので、9節旅費の予算精査減額のほか、13節委託料ではピンネシリ温泉指定管理料の水道光熱費等の経費の見直しにより406万円を追加、導水管維持管理委託料で1万7,000円を予算精査により減額、18節備品購入費では消費税増税前に山村交流施設の消火器7本及びコテージ1棟のストーブを購入するものでございます。これについても追加資料が提出されているところでございます。

44ページをお開きいただきたいと思います。8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費では、既定額に532万2,000円を追加し、4,279万6,000円とするもので、7節賃金では、12月、1月の降雪量が多かったため除雪臨時運転手賃金の不足分60万円を追加、11節需用費においても降雪による出勤回数の増と燃料費の高騰により車両燃料費が不足するため500万円を追加計上しております。13節委託料から27節公課費までは、いずれも予算の精査による不用額の減額でございます。

2目橋梁維持費では、橋梁補修の必要が生じなかったため、既定額10万1,000円を皆減するものでございます。

3目道路新設改良費では、既定額から46万4,000円を減額し、2,829万4,000円とするもので、13節委託料及び15節工事請負費は町道2条通り線ほか整備計画委託料、橋梁長寿命化修繕計画委託料、10丁目線交付金工事における入札執行減でございます。23節償還金利子及び割引料は、町道6丁目線交付金工事補助金の還付金1万6,000円を計上してございます。

3項河川費、1目河川総務費では、既定額から21万2,000円を減額し、116万1,000円とするもので、7節賃金、14節使用料及び賃借料とも不用額の減額でございます。

46ページ、5項住宅費、2目住宅建設費では、既定額から404万円を減額し、3,697万7,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金で事業の確定により危険廃屋解体撤去助成金2棟分100万円、新築家屋1棟分の住宅建設促進助成金48万円、賃貸住宅建設促進助成金で256万円の不用額を減額するものでございます。

47ページでございます。9款1項1目消防費につきましては、既定額から184万1,000円を減額し、1億8,554万6,000円とするもので、19節負担金補助及び

交付金で南宗谷消防組合負担金の減額でございます。

詳細につきましては、平成25年度一般会計予算別紙に明細がついております。そちらでご説明をしたいと思います。常備消防費でございますが、消防支署費では、3節職員手当等で扶養親族の異動、年度内の勤務シフトの確定による予算精査により34万9,000円の減額、4節共済費では共済組合負担金38万円、追加費用負担金42万8,000円で合わせて80万8,000円を減額、理由といたしましては、各負担金ともに例年年度内に負担率が上がることから当初予算の段階で見込み計上ということで、変動なしということで減額となっております。9節旅費では北海道消防学校入校に伴う特別旅費の予算精査により合わせて6万8,000円を減額、12節役務費では酸素充填手数料、酸素ボンベ耐圧検査料で合わせて4万5,000円を減額するもので、緊急出動における酸素使用の事例が少なかったことによる減額でございます。19節負担金補助及び交付金については28万6,000円の減額で、内容は消防本部費負担金では議会費、総務費、消防本部費で9万8,000円が減額されたほか、北海道市町村振興協会から救急救命士薬剤投与講習助成金17万円が南宗谷消防組合会計の歳入に繰り入れられたことにより26万8,000円の減額、また旭川日赤病院実習負担金で1万8,000円の減額補正となっております。次に、非常備消防費、消防団費では、1節報酬で消防団員の年度内入退団に伴う予算精査により11万8,000円を減額、18節備品購入費では消防車両用バッテリーの性能低下による交換購入のため6万4,000円を追加計上するものでございます。消防施設費では、18節備品購入費で小型動力ポンプ購入に伴う入札減により23万1,000円を減額するものであります。

以上で消防費の説明を終わります。

48ページをお開きいただきたいと思います。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費では、既定額から5万6,000円を減額し、83万7,000円とするもので、9節旅費、11節需用費とも予算の精査により見込まれる不用額を減額。

2目事務局費では、既定額から119万1,000円を減額し、7,242万6,000円とするもので、2節給料、3節職員手当等及び4節共済費、19節負担金補助及び交付金の退職手当組合負担金については人事異動による増減、その他の旅費、需用費等については予算の精査により見込まれる不用額の減額でございます。

3目住宅管理費では、既定額から18万5,000円を減額し、394万9,000円とするもので、15節工事請負費で教職員住宅ユニットバス改修工事、教職員住宅屋根塗装工事の入札減による減額であります。

49ページ、2項小学校費、1目学校管理費では、既定額から15万9,000円を減額し、1,539万6,000円とするもので、11節需用費では灯油代高騰と使用量の増加に伴いまして87万9,000円を追加、18節備品購入費では期限切れとなる消火器10本を購入するため7万6,000円を追加、冷蔵庫購入の入札減でございます。その他の節については、予算の精査により見込まれる不用額をそれぞれ減額しております。

2目教育振興費では、既定額から9万5,000円を減額し、163万6,000円とするもので、20節扶助費において特別支援教育就学奨励費を予算の精査により減額するものであります。

50ページ、3項中学校費、1目学校管理費では、既定額に4万7,000円を追加し、945万3,000円とするもので、11節需用費では灯油単価の高騰により燃料費の追加、光熱水費の減額、18節備品購入費では期限切れとなる消火器19本を購入するため14万4,000円の追加、その他の節については予算の精査により見込まれる不用額をそれぞれ減額してございます

2目教育振興費では、既定額から14万1,000円を減額し、184万円とするもので、18節備品購入費及び20節扶助費において予算の精査による減額をするものであります。

51ページ、4項社会教育費、1目社会教育総務費では、既定額から23万1,000円を減額し、388万8,000円とするもので、1節報酬から12節役務費まで、予算精査で見込まれる不用額を減額するものであります。

2目町民センター費では、既定額から3万1,000円を減額し、841万2,000円とするもので、12節役務費及び18節備品購入費ともに予算精査で見込まれる不用額を減額するものであります。

3目社会教育施設費は、既定額に2万9,000円を追加し、372万円とするもので、18節備品購入費で使用期限を迎える郷土資料館の消火器4本を購入するための追加であります。

52ページ、5項保健体育費、1目保健体育総務費では、既定額から20万9,000円を減額し、190万2,000円とするもので、1節報酬から11節需用費まで、予算精査で見込まれる不用額を減額、18節備品購入費で使用期限を迎える町民体育館の消火器3本を購入するための追加でございます。

2目山村プール費は、既定額から208万3,000円を減額し、470万2,000円とするもので、7節賃金から15節工事請負費まで、入札減などによる不用額を減額するものであります。

3目寿野外レクリエーション施設費は、既定額から1万4,000円を減額し、1,931万9,000円とするもので、9節旅費で予算精査により不用額を減額するものであります。

53ページ、12款公債費、1項公債費、1目元金では、平成14年度に借り入れをした減税補てん債及び臨時財政対策債の利率の見直しに伴い、元金の年度ごとの償還額についても若干変更されるため、既定額に10万6,000円を追加し、6億8,134万円とするものでございます。なお、借り入れた元金の償還総額自体は変わるものではありません。

2目利子では、既定額から131万2,000円を減額し、5,973万2,000円

としております。23節において地方債償還利子として平成14年度借り入れの減税補てん債及び臨時財政対策債の利率の確定で28万4,000円を減額、平成24年度借り入れ分は同じく利率の確定によりまして102万8,000円を減額するものでございます。

54ページをお開きください。13款諸支出金、1項1目特別会計繰出金では、既定額に1,537万3,000円を追加し、1億6,600万7,000円とするもので、28節繰出金として各会計の決算見込みに基づき、自動車学校事業特別会計に対し868万7,000円、国民健康保険事業特別会計に対し597万4,000円、介護保険事業特別会計に対し71万2,000円をそれぞれ追加するものでございます。

2項基金費、1目畜産振興基金費では、当初予算において財源として国営草地弥生団地採草地貸付収入として100万円を見込んでおりましたが、実際の収入額がこれより少なく、基金の利息を加えても7万8,000円が不足いたしまして、これを減額し、92万2,000円としたところでございます。

2目減債基金費では、既定額に積み立て利息18万5,000円を追加し、1,318万5,000円としたところでございます。

3目地域活性化基金費では、既定額に利息分6万5,000円を追加し、8,126万5,000円とするものでございます。

4目ふるさと応援寄附基金費では、今年度の寄附金4件分に利息2,000円を加えた82万7,000円を追加し、97万7,000円としたところであります。

5目未来を担うこどもの健全育成と教育の基金費では、既定額に利息分5,000円を追加し、137万8,000円とするものでございます。

6目まちづくり基金費及び7目地域福祉基金費は、それぞれ現行基金の利息分を積み立てるものでございます。

8目財政調整基金費は、現行基金の積み立ての利息分6万9,000円と一般財源分2億円を合わせた2億6万9,000円を新たに積み立てるものでございます。

9目天北線代替輸送確保基金費は、既定額に現行基金の利息分13万4,000円を新たに積み立てるものでございます。

10目長寿園施設改修拡張事業基金費では、将来の特別養護老人ホーム等の改修に備えるため、現行基金の積み立て利息分3万1,000円と一般財源2億円を合わせました2億3万1,000円を積み立てるものでございます。

11目地域振興基金費は、既定額に現行基金の積み立て利息として1万1,000円を積み立てるものであります。

12目土地開発基金費では、既定額に現行基金の利息4,000円と宮下定住促進団地等の町有地売買代金223万2,000円を合わせた223万6,000円を新たに積み立てるものでございます。

56ページでございますが、13目農林業活性化基金費及び14目中山間水と土保全基金費は、いずれも現行基金の利息分を積み立てるものでございます。

15目豊かな環境づくり基金費では、本年度寄附金200万円と積み立て利息1,000円を積み立てるものでございます。

16目公共施設整備等基金費では、既定額に現行基金の積み立て利息9万1,000円と一般財源から1億円を積み立てるものでございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。歳出合計、既定額に5億9,785万9,000円を追加し、36億787万3,000円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。歳入全体につきましても、歳出同様決算見込み等に基づく補正でございます。

9ページをごらんいただきたいと思います。1款町税、1項町民税、2目法人では、既定額に96万8,000円を追加し、943万2,000円とするもので、1節、現年度分法人税割の実績による増を見込んだものであります。恐れ入ります。節の中が現年度分が67万8,000円減額となっておりますが、追加ということに訂正をお願いしたいと思っております。

それから、2項固定資産税、1目固定資産税では、既定額から223万円を減額し、5,786万1,000円とするもので、1節現年度課税分、2節滞納繰越分とも年度末までの収入見込みを勘案しての減額、追加でございます。

3項1目軽自動車税では、既定額から14万8,000円を減額し、293万1,000円とするもので、1節現年度課税分で年度末までの収入見込みを勘案しての減額でございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。4項1目たばこ税は、既定額に240万4,000円を追加し、1,522万5,000円とするもので、1節現年度課税分でこれまでの消費実績に基づく見込みから同額を追加するものでございます。

5項1目入湯税は、既定額から11万5,000円を減額し、68万6,000円とするもので、1節現年度課税分でこれまでの温泉の入場者実績に基づく見込みから減額をするものでございます。

2款地方譲与税、2項1目自動車重量譲与税では、収入見込みに基づき、既定額から413万7,000円を減額し、3,986万3,000円としたところであります。

11ページでございますが、8款国有提供施設等所在市町村助成交付金は、既定額に10万円を追加し、30万円とするもので、1節、現年度交付金で収入見込みに基づく追加でございます。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目普通交付税では、算定結果に基づき既定額に4億9,479万1,000円を追加し、22億7,259万7,000円としたところでございます。

2目特別交付税は、いまだ不確定ではございますが、既定額に1,855万3,000円を追加、1億4,855万3,000円とし、歳入総額の調整の役割を若干持たせておりますので、ご理解を願います。

1 1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目民生費負担金では、既定額に1 7 8 万 8 , 0 0 0 円を追加し、2 , 5 4 0 万 6 , 0 0 0 円とするもので、1 節保育料負担金で入園実績により1 9 0 万円の追加、2 節幼児クラブ保育料負担金は1 1 万 2 , 0 0 0 円の減額でございます。

1 2 ページ、1 2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料では、2 節そらや自然学校使用料の実績見込みから既定額に7 万 1 , 0 0 0 円を追加し、1 1 1 万 3 , 0 0 0 円とするものでございます。

2 目民生使用料では、診療報酬の実績を見込み、2 節歯科診療所使用料を1 , 0 0 0 万円追加し、1 , 0 9 6 万円とするところであります。

4 目農業使用料では、町営牧場使用料の収入実績に基づき、1 節町営牧場使用料を9 3 万 8 , 0 0 0 円減額し、2 9 8 万 2 , 0 0 0 円とするものでございます。

5 目土木使用料では、既定額に4 7 0 万 9 , 0 0 0 円を追加し、5 , 1 3 7 万 3 , 0 0 0 円とするもので、2 節公営住宅使用料から7 節特定公共車庫使用料まで、それぞれ収入見込みをもとに追加補正をしております。

6 目教育使用料では、既定額から3 万 4 , 0 0 0 円を減額し、6 8 万 8 , 0 0 0 円とするもので、2 節体育館使用料から8 節創作活動施設使用料まで、それぞれ収入見込みをもとに減額、追加をしているところでございます。

2 項手数料、1 目総務手数料では、既定額から1 2 万 1 , 0 0 0 円を減額し、1 1 0 万 5 , 0 0 0 円とするもので、3 節証明手数料から7 節屋外広告物設置許可手数料まで、収入見込みをもとに減額、新たな計上でございます。

3 目農業手数料では、既定額から1 1 万円を減額し、4 8 万円とするもので、2 節町営牧場捕獲手数料において収入見込みをもとに追加、減額の結果でございます。

1 4 ページでございます。1 3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金では、既定額から7 2 万 9 , 0 0 0 円を減額するもので、2 節国民健康保険基盤安定国庫負担金2 0 万 9 , 0 0 0 円、3 節障害者自立支援給付費国庫負担金5 2 万円を減額、いずれも収入見込みに基づく減額でございます。

2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金では、既定額から5 0 0 万 2 , 0 0 0 円を減額し、9 , 4 9 9 万 4 , 0 0 0 円とするもので、1 節社会資本整備総合交付金及び辺地共聴整備事業補助金のいずれも事業費の確定に伴う減額、計上でございます。

2 目民生費国庫補助金では、既定額から3 万 1 , 0 0 0 円を減額し、5 0 2 万 8 , 0 0 0 円とするもので、1 節次世代育成支援補助金から4 節介護保険事業費補助金まで、事業費の確定に伴う減額、計上となっております。

3 目衛生費国庫補助金では、既定額から1 7 万 5 , 0 0 0 円を減額し、2 1 万円とするもので、1 節保健衛生費補助金で感染症予防事業費の確定に伴う減額。

4 目労働費国庫補助金では、既定額から2 2 1 万 3 , 0 0 0 円減額し、5 5 7 万円とするもので、1 節緊急雇用創出推進事業補助金で集落活動の支援事業の確定に伴う減額でござ

ざいます。

15ページ、5目土木費国庫補助金では、既定額から220万円を減額し、2,757万5,000円とするもので、1節道路橋梁費補助金及び2節公営住宅建設事業等補助金は、国からの除雪事業補助金の配分額の減少などの理由のほか、事業費の確定に伴う減額、追加計上となっております。

6目教育費国庫補助金では、既定額から6万3,000円を減額し、2万3,000円とするもので、1節特別支援教育就学奨励費補助金及び2節へき地児童生徒援助費補助金を実績に基づき減額するものであります。

3項国庫委託金、1目総務費委託金では、既定額から87万円を減額し、289万9,000円とするもので、2節自衛官募集事務委託金及び3節、昨年行われました参議院議員選挙費委託金において委託金額の確定、実績により追加、減額を行うものであります。

17ページであります。2目民生費委託金では、既定額に7,000円を追加し、103万1,000円とするもので、1節国民年金事務委託金の実績を見込み、補正をするものであります。

14款道支出金、1項道負担金、2目民生費道負担金では、既定額から611万4,000円を減額し、3,774万4,000円とするもので、1節児童手当道負担金から7節災害見舞金負担金まで、各節事業の実績をもとに増額及び減額計上を行うものでございます。

2項道補助金、1目民生費補助金では、既定額から39万3,000円を減額し、785万3,000円とするもので、2節ひとり親家庭及び重度心身障害者補助金から6節介護保険事業費補助金まで、事業の確定に伴う追加、減額計上でございます。

2目衛生費補助金では、既定額に5万6,000円を追加し、102万6,000円とするもので、1節健康増進事業補助金の確定に伴う追加でございます。

3目農林業費補助金では、既定額から235万4,000円を減額し、9,924万6,000円とするもので、1節農業委員会補助金から18ページの13節地域づくり総合交付金まで、事業実績の見込みをもとに追加または減額計上としたところであります。

5目教育費補助金では、既定額から10万5,000円を減額し、122万8,000円とするもので、1節教育支援活動促進事業補助金において事業の確定による減額でございます。

6目総務費補助金では、既定額に1,059万4,000円を追加し、1,739万4,000円とするもので、2節深地層研究施設周辺地域特別対策事業補助金の確定に伴う計上でございます。

3項道委託金、1目総務費委託金では、既定額から56万4,000円減額し、210万4,000円とするもので、1節統計調査事務委託金から5節在外選挙委託金まで、いずれも各事業の確定に伴い、追加、減額計上を行うものでございます。

19ページであります。2目農林業費委託金では、既定額に18万7,000円を追

加し、18万8,000円とするもので、1節家畜法定伝染病事務委託金の事業費の確定に伴う追加でございます。

3目土木費委託金では、既定額に3万7,000円を追加し、61万1,000円とするもので、1節河川管理委託金から3節建設リサイクル法業務委託金まで、事業の確定に伴う追加でございます。

4目災害貸付事業委託金では、災害援護資金貸付金の実績がないため、既定額350万円を皆減するものでございます。

15款財産収入、1項1目財産運用収入では、既定額に68万9,000円を追加し、69万円とするもので、歳出でもご説明のとおり、各基金の利子分を計上したものでございます。

2目財産貸付収入では、既定額に56万8,000円を追加し、911万3,000円とするもので、1節土地貸付収入から3節施設貸付収入まで、各節とも収入見込みをもとに追加、減額を行うものでございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入では、既定額に223万1,000円を追加し、223万3,000円とするもので、1節土地売払収入では町有地売り払い1件、宮下定住促進団地1戸分及び浅茅野台地防雪対策用の土地の売払収入を追加計上するものでございます。

3目生産物売払収入では、既定額に2万9,000円を追加し、3万円とするもので、1節立木売払収入として間伐材売却、北電からの立木伐採補償金などを計上してございます。

16款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金では、既定額に234万5,000円を追加し、234万6,000円とするもので、7名からのご厚志を計上してございます。

2目指定寄附金では、既定額に82万5,000円を追加し、111万2,000円とするもので、1節総務費寄附金として5名からのご厚志を計上させていただいております。

21ページでございますが、17款繰入金、1項基金繰入金、1目天北線代替輸送確保基金繰入金及び3目まちづくり基金繰入金では、当初繰り入れを予定しておりましたが、それぞれ一般財源を充当したことにより皆減としたものであります。

18款繰越金、1項1目繰越金では、既定額に4,989万6,000円を追加し、1億1,078万4,000円とするもので、1節前年度繰越金を追加計上するものでございます。

19款諸収入、3項貸付金元利収入、2目高額療養費一部負担金貸付金収入では、貸付実績がないため、既定額200万円を皆減。

22ページであります。6項1目雑入では、既定額に515万1,000円を追加し、1,611万円とするもので、主な内容といたしましては、NHK共聴アンテナ改修助成金236万9,000円のほか、各種検診の個人負担金、団体保険の取り扱い手数料など種々雑多な収入の追加、減額計上でございます。

23ページであります。2目過年度収入では、平成24年度分の障害者自立支援給付費道負担金408万7,000円を計上しております。

20款町債、1項町債、1目過疎対策事業債では180万円の減額、2目臨時財政対策債では2,885万円の追加となったところであり、内容につきましては地方債補正で説明をさせていただきましたので、省略をいたします。

7ページをごらんいただきたいと思います。歳入合計、既定額に5億9,785万9,000円を追加し、歳入総額を36億787万3,000円とし、歳入歳出のバランスをとっておりますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたが、ここで議場の時計で11時10分まで休憩したいと思います。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

これより質疑を行います。

東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） どことこというわけではないのですが、3月の議会で年度補正予算を出すときに、減額していることで逆に職員の皆さんはほっとしているのだらうと思うのです。追加するよりは、そのほうが節減した結果であるからよかったというふうな思いはわかるのですけれども、それにしても減額の幅が余りにも大きいものがあります。特に入札減によるということがありますが、例えば職員用のパソコンだとか、プールのビニールの金額だとか、そんな何千万円もするものでないものがプールの場合は百数十万円、パソコンに至っては600万円、防災用の発電機では70万円とか、さらに小さいけれども、中頓別小学校の職員玄関のタイル補修が何千万円かけたわけでないのに五十数万円の減額がされています。確かに予算計上するときになかなかわからない部分もあることは私も知っているのですけれども、しかしそれにしても予算計上の上においてはやっぱり最低の経費で、しかし事業は完全に実施できるという確信を持った予算計上をするのではないですか。事前調査をどの程度やっているのか、この辺各担当者に聞いてもらちが明かないので、誰かまとめてこの疑問に答えてほしい。これだけ大きな減額、入札減を出す理由は何でしょうか、それが1点。

それと、これは前回というか、いつの段階かで言っているのですけれども、積立金の説明が全然説明になっていません。これだけ積み立てしましたということ、同じ説明欄で書いてあるだけで、これ全く何の意味もないのです。むしろ累積の積立金はどうなっているのかということの説明すべきだろうということは前にも言っております。これについては、今回きちっと積立金がどうなっているのかという、資料として出す必要はないのです。こ

ここに括弧書きして書けばそれで済むことですから、その辺的確に教えていただきたいと思
います。

その2点をお願いします。

○議長（村山義明君） 青木教育次長。

○教育次長（青木 彰君） 私のほうから、教育費に関係するところが二、三点ありまし
たので、そこについてご説明をさせていただきたいと思ます。

総務課長の説明の中で少し足りなかった部分があるかなと思ますので、私のほうから
詳しく説明をしておきたいと思ますが、まず中頓別小学校の教員玄関のタイル補修工事
でありますけれども、これは実施をいたしませんでした。補修部分の拡大が大きくて、そ
この部分だけを補修してもまた被害が広がっていくということで、壁も含めて全体的な補
修を考えなければならない。大規模改修の中でやったほうがいいのではないかというふう
な考え方に至りまして、実施をしてきておりませんでした。学校現場のほうとしては、子
供たちの事故等があつてはということで十分注意をしていただきながら、入らないように
注意を促していただいているということでもあります。それから、遊具の滑り台の補修工事
でありますけれども、当初工事を出そうとしたのですけれども、板金工事と板金補修と溶
接、それと塗装ということで、それぞれ町内業者の方をお願いをしてということで、需用
費の備品修繕費のほうで行うことが最善かなということで、そちらのほうで7万3,50
0円。両方合わせてそれぞれ実施をしていただきまして、ここの工事費としては使用して
いなかったと、そういった意味で皆減というふうな形でございます。そんなことをご理解
をいただければというふうに思ます。もう一つ、プールのビニールですけれども、3社
の随意契約、見積もり合わせということで入札をさせていただきました。その結果420
万円ぐらいの予定価格が240万円での落札ということで、大きな入札減というふうな形
になっております。入札減、少ない金額で実施をしていただくということについてはよか
ったわけですけれども、ビニールの品質等についても心配された部分でありますので、こ
の辺のことにつきましては仕様書に対してどうなのかと、品質を十分業者のほうと精査を
させていただきまして、入札にかけた仕様書、仕様内容よりも上の品質のものを使ってい
ただくということでもあります。請け負った業者につきましては、安全に注意しながらしっ
かりやっていただいたものというふうに考えております。工事費の中身につきましては、
資材代プラス若干の経費で実施をされたのではないかなというふうに考えております。

私の教育費の関係については以上でございます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 総務費のほうのパソコンにつきましては、今ご指摘を受けた
とおり大変大きな不用額を生んでいるのですが、1つは発注規格の問題があるのかなとい
うふうに思っております。何々製の何々と、性能は何々以上という極めてがんじがらめに
した入札条件の示し方があるわけでありまして、この規格をある程度緩めまして、
どなたでもといたしますか、町内業者を含めて参入できるような発注の方法が1つはあるの

かなと、これでかなり価格に差がつく可能性がある。それから、あとオープン価格ということだと思しますので、ちょっと高目の参考見積もり等をとってしまいますとこのような非常に大きな落差のある入札結果になってしまうのかなということで、今後もう少し厳しく予算の精査をして計上していきたいというふうに考えております。

それから、あと基金の件でご指摘がありましたけれども、後ほどペーパーにしてお渡ししたいと思いますが、基金の25年度末の残高でございますけれども、一般会計基金につきましては33億5,100万円、特会を含む基金の総額になりますと33億7,269万4,000円という数字になっておりますので、この内訳を書いたものを含めまして後ほど配付したいと、それでご理解を願えればというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） ありがとうございます。予算化するときには職員の皆さんも厳しく、この事業を実施したいということで議会に提出するわけです。私どもは、それを信じて、これぐらいの金額でもやむを得ないのかということで、わからない場合もあるけれども、実際は職員の皆さんの事前精査も含めて、これはお互いに信頼関係で予算議決するわけですから、そこの厳しさはやっぱり皆さんにもわかっていたらいいので、今後そういったことでは予算計上は厳しくやっていただければと思います。ですから、これの返答は要りません。

あと、積立金についてなのですけども、これは昨年の決算資料を見ればわかるだろうという思いだと思うのですけれども、やっぱり議会に出す以上は住民に対する公表でもあるわけですから、わかりやすく。調べれば皆私はわかりますけれども、調べればわかるのではなくて、ここへ記述するだけで、予算説明するだけで、この説明事項に載せるだけでできることですから、後で資料をいただくことはこれは結構なのですけれども、私どもが納得できればいいだけではなくて、住民の皆さんにわかりやすく説明をしていただけるように努力していただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 観光費のピンネシリ温泉の委託料、指定管理料について資料を出されたのを見て、まず定額委託料のあり方について私は検討すべきなのだろうと思うのです。16年度の実績ベースで定額で900万円というふうにした経緯があるのだろうと思うのですけれども、ここへきて406万円、定額の870万円に対して406万円の補正、5割増しの補正ということになっていますよね。それで、この資料を見ても18年から25年まで常に、16年ベースの考え方をもとにしていっても大きく数字がオーバーしているわけでしょう。ですから、定額のあり方、委託料のあり方について、指定管理料というのかな、そのあり方についてやっぱり見直して、数字がこんなに大きくなって年度末になって補正を組むような形は私は適切ではないと思うのだ。また来年もいわゆるオーバーした分を年度末に補正するのかということになるので、ここら辺をきちっと、もう少し近い数字に委託料を見直すべきだと思うのですけれども、その点について考えをお聞きしま

す。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） ご指摘のとおりだというふうに考えております。今回のピンネシリ温泉の指定管理料の見直しの考え方については、今議員さんのほうからもお話がありましたとおり、16年に町の財政も非常に厳しい状況に陥ったことに伴いまして、指定管理料、そのときの委託料ですね、委託料の定額化ということで900万円の委託料を設定してきているところであります。平成18年度から指定管理者制度を導入して、委託料の定額化をそのまま指定管理料という形で引き継ぐ形で900万円を設定してきました。本来ならば、この段階で委託料の定額化をした積算根拠を上回っておりますので、当然その段階から見直すべきところだったというふうに思っているところであります。しかしながら、その後も指定管理料に対して他の施設との整合性を踏まえていきましても、消費税分の取り扱いについては他の施設の指定管理料については別途上乘せする形をとっておりますけれども、実際には温泉については全体的な収入もあったということもありません。その中に含める形での整理という形になっているところであります。この件については、平成23年度までの部分について単年度収支も基本的には赤字であるときもありましたけれども、余剰金等があったために経営がある程度安定していたということで指定管理料の見直しを実際に行っていないという実態でありますので、昨年度大きな赤字損失を出して、その段階では会社からの要望がありましたけれども、既に3月の定例会も終了した段階での申し出だったことから、町としてはそれを受けるといふことにはならないということできた経過があります。よって、今回の部分につきましては、今ご指摘のとおり改めまして、平成16年度定額委託料のベースになる中身をもって来年度以降の予算についても十分精査をした中で予算計上させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） ピンネシリ温泉のことが出たので、私も前の一般質問にも出しているのですが、言うなればあの施設はもうやめるのならやめるでいいのです。それをやめないでしょう。続けていく、住民としては続けてほしいと思う気持ちはあるわけですから、そうするとあの施設から利益を生み出すということはなかなか難しいと思うのです。ですから、今使っているいろんな経常経費を節減する体制をつくってやらないと経営する人たちも大変だと思うのです。その一つとしては、例えば電気料がずっと250万円前後かかっています。照明の部分だけになりますけれども、例えばLEDにしてどのくらいかかって、しかしどのくらい減額になるのかという計算も当然しているだろうと思うのです。その辺について伺いたいのですが、全体をLEDに切りかえたらどのくらいの減額になりますか、そしてそれをするにはどのくらいかかりましょうか、それをやる気がありますか。

以上です。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） ご指摘の施設の照明器具のLED化に関する積算等々についてやっているかということではありますが、現段階ではその対応は資料としてはつくっておりません。今ご指摘いただきましたので、その内容については今後、その採算ベースも含めてなのですけれども、どの程度の金額になるかということについては、他の公共施設の関係も今後順次進められると思いますので、その辺も含めながら、この施設についても当然そういう考え方を持って対応することは検討していきたいというふうに思いますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 積立金のことで伺いますけれども、長寿園施設改修拡張事業基金ですか、それに2億円という大変大きい額が積まれています。それで、そういう傾向と伺いますか、それを見ても長寿園の改修が近々行われるのかなと思いますけれども、具体化はどのあたりまで進んでいるのでしょうか、規模としては定員をふやすのか、現状維持なのか、それから施設の設備と伺いますか、内容です。全室個室というようなことになるのでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 長寿園の増改修事業につきましては、総合計画等でも掲載している。予定にのってありまして、26年度において設計を実施し、27年、28年の2カ年で実施を目指す方向で作業を進めてありまして、26年度につきましては当初予算でもその設計費の補助金を計上させていただいているところであります。現段階で長寿園の施設内の検討委員会ということで積算の基礎になる資料が出されておりますけれども、基本的には個室だけではなくて多床室も4人部屋、2人部屋を設置するというようなことになっていると思います。この辺は、今後の検討の中で変わっていく可能性あると思いますけれども、そういったことからある意味国の補助を受けない単独事業というような形にならざるを得ないところでありますけれども、将来の維持管理、入所者の処遇と職員の動き、そういったようなことの中で一番効率、効果的で入所者にとってよりよい環境をつくる、そういうような計画づくりを行っていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（村山義明君） 山本さん。

○6番（山本得恵君） 歳入の9ページ、固定資産税についてちょっとお尋ねしますけれども、270万円の減額になっておりますけれども、この内容はどのような内容で減額になったのか。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 固定資産税は、土地と家屋と、それから償却資産に中身は分かれています。それで毎年当初予算を組むときに大変変動が生じやすい、予測が難しくなっております。特に、その中でも償却資産、これは景気がよくなりますと償却資産の

保有台数がふえますし、悪くなると減っていくということで、この中身については主に償却資産の変動による減額であるというふうに捉えていただいて結構かというふうに思います。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑がないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第20号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号 平成25年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

議案第21号

○議長（村山義明君） 日程第7、議案第21号 平成25年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第21号 平成25年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算につきましては、大川学校長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 大川自動車学校長。

○自動車学校長（大川勝弘君） 今質問がありましたおりにご説明をいたします。

26年度の自動車学校特別補正予算は次に定めるところによるということで、歳入の総額が4,277万9,000円と定めるところになっております。

（「25年」と呼ぶ者あり）

○自動車学校長（大川勝弘君） 失礼しました。

○議長（村山義明君） 休憩します。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時37分

○議長（村山義明君） 休憩を解いて会議を開きます。

和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 申しわけございません。それでは、私のほうからかわってご説明を申し上げます。

歳出、8ページからご説明申し上げます。既定額3,692万5,000円から348万3,000円を減額し、3,344万2,000円とするものでございます。節の説明に入りますが、4節共済費におきましては社会保険料から労働保険料まで、予算の精査による減額、追加となっております。7節賃金におきましても、必要となる冬期臨時職員の賃金を40万円追加したほか、決算見込みによる減額でございます。9節旅費から9ページの27節まで、決算見込みによる追加、減額となっております。

5ページにお戻りいただきまして、歳出総額3,692万5,000円から348万3,000円を減額し、3,344万2,000円とするものでございます。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。6ページでございます。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目自動車学校使用料でございますが、既定額2,978万6,000円から1,227万5,000円を減額しまして、1,751万1,000円とするものでございます。減額の内訳につきましては、自動車学校授業料ということで普通教習生の授業料1,066万8,000円のほか、教本、適性検査料に至るまで、1,227万5,000円の減額となっております。いずれも決算見込みに基づくものでございます。

2款繰越金、1項1目繰越金でございますが、既定額1,000円に33万5,000円を追加いたしまして、33万6,000円とするもので、前年度繰越金を充てるものでございます。

3款諸収入、1項1目雑入でございますが、既定額272万8,000円から23万円を減額し、249万8,000円とするものでございます。内訳につきましては、高齢者運転講習料から保険の解約金に至るまで、それぞれ予算の精査、決算見込みによる追加もしくは減額となっております。

4款繰入金、1項1目繰入金でございますが、既定額441万円に868万7,000円を追加いたしまして、1,309万7,000円とするものでございまして、一般会計から868万7,000円を追加するものでございます。

4ページにお戻りいただきたいと思っております。歳入合計3,692万5,000円から348万3,000円を減額しまして、3,344万2,000円として歳入歳出のバランスをとっておりますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第21号を採決し

ます。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号 平成25年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

議案第22号

○議長(村山義明君) 日程第8、議案第22号 平成25年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第22号 平成25年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、保健福祉課吉田参事に内容の説明をいたさせます。

○議長(村山義明君) 吉田保健福祉課参事。

○保健福祉課参事(吉田智一君) それでは、私のほうから説明させていただきたいと思っております。議案第22号 平成25年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

1ページをお開きください。平成25年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算。平成25年度中頓別町国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ905万4,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億437万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月4日提出です。

それでは、歳出のほうから説明させていただきたいと思っております。10ページをお開きください。2款保険給付費、1項療養諸費では、1,053万円の減額であります。

1目一般被保険者療養給付費におきましては、既定額から1,450万円を減額し、1億6,684万円とするものであります。

2目退職被保険者療養給付費につきましては、既定額に400万円を追加し、1,186万5,000円とするものであります。

5目審査支払手数料につきましては、既定額から3万円を減額し、47万円とするものであります。

続きまして、2項高額療養費であります。総額で140万円の追加であります。

1目一般被保険者高額療養費につきましては、既定額から50万円を減額し、1,770万円とするものであります。

2目退職被保険者高額療養費につきましては、既定額に300万円を追加し、488万4,000円とするものであります。

11ページをごらんください。3目一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、100万円の皆減であります。

同じく4目退職被保険者高額介護合算療養費につきましては10万円の皆減で、いずれも実績に基づいた減額であります。

3項移送費であります。1万5,000円の減額であります。

1目一般被保険者移送費、2目退職被保険者移送費、いずれも皆減するものであります。続きまして、12ページをごらんください。4項出産育児諸費であります。84万円の減額であります。

1目出産育児一時金で、本年度対象者がおりませんでしたので、84万円皆減するものであります。

続きまして、5項葬祭諸費であります。5万円の減額であります。

1目葬祭費では、3名分3万円の実績がありますが、5名分5万円を減額するものであります。

続きまして、13ページであります。3款後期高齢者支援金であります。これにつきましては12万9,000円の減額で、1目後期高齢者支援金では既定額から12万2,000円を減額し、3,042万7,000円とするものであります。

2目後期高齢者関係事務費拠出金につきましては、既定額から7,000円を減額し、3,000円とするものであり、これにつきましてはそれぞれ支払基金からの額の確定によるものであります。

続きまして、14ページになります。7款共同事業拠出金であります。200万円を減額するものであり、1目高額医療費拠出金につきましては、既定額から100万1,000円を減額し、855万2,000円とするものであります。

2目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、既定額から99万9,000円を減額し、2,559万1,000円とするものであります。

続きまして、15ページであります。保健事業費であります。47万6,000円を減額するものであり、1目特定健康審査等事業費におきまして、実績に基づきまして既定額から47万6,000円を減額し、104万6,000円とするものであります。

続きまして、16ページですが、諸支出金、2項繰出金でありますけれども、直営診療施設繰出金としまして、既定額に対して358万6,000円を追加し、500万9,000円とするものであります。これにつきましては、町立病院における医師等の確保事業に対する国の特別調整交付金として町立病院に対し繰り出すものであります。

5ページをお開きください。歳出総額から905万4,000円を減額し、3億437

万6,000円とするものであります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。6ページをお開きください。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税ですが、210万円の減額であります。

1目一般被保険者国民健康保険税で、同額210万円の減額とさせていただきます。3,873万6,000円となったところではありますが、これにつきましては被保険者の減及び算定の根拠となります所得額が下がったということに基づくものでありまして、内訳につきましてはそれぞれ説明のとおりとなっております。

続きまして、2款国庫支出金であります。1項国庫負担金で1,790万1,000円の減額であります。

療養給付等負担金におきまして、既定額から1,800万円を減額し、4,530万3,000円とするものであります。

3目特定健康診査等負担金につきましては、既定額に9万9,000円を追加し、33万1,000円とするものであります。

続きまして、7ページです。2款国庫支出金、2項国庫補助金ですが、2,159万6,000円の減額であります。

1目財政調整交付金におきましては、既定額から同額の2,159万6,000円を減額し、2,119万7,000円とするものであります。内訳につきましては、説明にあるとおりですが、普通調整交付金及び特別調整交付金の減額、また特別調整交付金でも直診勘定繰出分につきましては追加となったところでもあります。

続きまして、3款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金では、500万円の追加となったところでもあります。

1目療養給付費交付金で、既定額に500万円を追加し、1,392万円とするものであります。

続きまして、4款前期高齢者交付金であります。これにつきましても既定額から8万1,000円を減額し、7,425万7,000円とするものであります。

8ページをごらんください。5款道支出金です。1項道負担金におきましては、9万9,000円の追加となっております。

2目特定健康診査等負担金におきましては、既定額に9万9,000円を追加し、33万1,000円とするものであります。

続きまして、2項道補助金であります。890万1,000円の追加であり、1目調整交付金におきまして既定額に同額の890万1,000円を追加し、2,333万6,000円とするものであります。内訳につきましては、説明のとおりですが、普通調整交付金で追加となったところでもあります。

続きまして、6款共同事業交付金であります。1項共同事業交付金において34万2,000円の減額。

1目共同事業交付金につきましては、既定額に567万1,000円を追加しまして、

1,044万8,000円とするものであります。

2目保険財政共同安定化事業交付金につきましては、既定額から601万3,000円を減額し、2,057万7,000円とするものであります。

続きまして、9ページであります。7款繰越金、1項繰越金におきまして1,299万2,000円の追加であります。

2目その他繰越金におきまして、既定額に1,299万2,000円を追加し、2,718万6,000円とするものであります。

9款繰入金であります。1項他会計繰入金で597万4,000円の追加となっております。一般会計からの繰入金で既定額に対し597万4,000円を追加し、2,233万8,000円とするものであります。内訳といたしましては、1節の出産育児一時金繰入金で56万円の減額、これは対象者がいなかったことによる減額であります。2節の保険基盤安定繰入金では93万1,000円の減額、3節の財政安定化支援事業繰入金では253万5,000円の減額となり、4節その他繰入金としまして一般会計より1,000万円の追加となったところであります。

4ページをお開きいただきたいと思います。既定額から905万4,000円を減額し、3億437万6,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

以上、説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第22号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号 平成25年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

議案第23号

○議長（村山義明君） 日程第9、議案第23号 平成25年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第23号 平成25年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきましては、柴田病院事務長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 柴田国保病院事務長。

○国保病院事務長（柴田 弘君） 議案第23号 平成25年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをごらんください。総則、第1条、平成25年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、収入につきましては既決予定額から2,498万円を減額して4億7,942万6,000円とし、支出につきましては既決予定額から2,998万円を減額して4億7,442万6,000円とするものです。

資本的収入及び支出、第3条、収入につきましては既決予定額から73万7,000円を減額して1,092万1,000円とし、支出につきましては既決予定額から47万6,000円を減額して1,632万円とするもので、収入が支出に対して不足する額539万9,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

2ページをお開きください。企業債、第4条、起債の限度額を260万円から220万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

他会計からの補助金、第5条、既決予定額に1億1,000万円を追加して2億2,424万4,000円とするものです。

棚卸資産購入限度額、第6条、既決予定額に335万2,000円を追加して8,047万8,000円とするものです。

平成26年3月4日提出、中頓別町長、野邑智雄。

内容の説明をする前に、訂正箇所がございます。済みません、11ページをお開きください。2目の材料費の節区分、診療材料費が2段になっておりますが、上の段は薬品費の誤りでございます。大変失礼いたしました。もう一点あります。最後のページですが、15ページをお開きください。支出の固定資産購入費なのですが、節、施設費となっておりますが、機械備品購入費にご訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

それでは、内容の説明をいたしますが、3月補正予算説明資料に基づいて説明させていただきます。2ページをお開きいただきたいと思っております。3月補正後のC欄及び補正額をごらんいただきたいと思っております。医業収益の入院収益ですが、年間患者数の増加、当初5,500人を見込みとしては6,300人を見込んで1億4,104万5,000円とし、

853万3,000円の増額補正としております。外来収益は、年間患者数の微増を見込みまして9,540万円とし、9万4,000円の増額補正、運営費分は当初予算では全体予算の不足額を外来収益に計上いたしましたので、全額皆減補正としております。その他医業収益は、医業相談収益で1,659万3,000円を見込み、159万3,000円の増額補正、文書料、その他医業収益を合わせたその他医業収益で424万8,000円を見込み、24万8,000円の増額補正としております。他会計負担金は、普通交付税で措置される緊急医療分として3,328万9,000円を計上しております。医業収益総額で2億9,057万5,000円を見込み、1億474万2,000円の減額補正としております。

医業外収益ですが、受取利息配当金は2万9,000円を見込み、9,000円の増額補正、他会計補助金は特別交付税で措置されております基礎年金拠出金に係る公的負担分及び地方公営企業繰り出し基準で定められています研究研修費を合わせまして494万円を見込み、139万8,000円の減額補正としております。他会計負担金は、普通交付税で措置されています企業債償還金利息分として26万5,000円を見込み、6,000円の減額補正、不採算運営費、交付税内として8,633万4,000円を見込み、1,879万9,000円の増額補正、不採算運営費の交付税外として8,704万2,000円を見込み、5,457万7,000円の増額補正としております。その他医業外収益は、電話使用料からその他まで103万4,000円を見込み、80万5,000円の減額補正としております。補助金ですが、医師確保に係る費用及び救急患者受け入れのための医師確保に係る経費として国庫補助金として国保会計から358万6,000円を計上しております。医業外収益総額では、1億8,385万1,000円を見込み、7,476万2,000円の増額補正としております。

特別利益ですが、その他特別利益として累積欠損金解消分として500万円を計上しております。

病院事業収益総額は、4億7,942万6,000円を見込み、2,498万円の減額補正としております。

続きまして、3ページ、病院事業費用についてご説明いたします。医業費用の給料は、採用、退職などの増減によりまして1億504万円を見込み、1,082万2,000円の減額補正としております。手当は、扶養手当から単身赴任手当までの精査により7,167万5,000円を見込み、933万3,000円の減額補正としております。賃金は、調理員賃金から代替技師、薬剤師賃金までの精査によりまして6,625万円を見込み、127万円の減額補正としております。報酬につきましては、国保病院運営委員の報酬として1万3,000円を見込み、2万3,000円の減額補正としております。法定福利費は、共済組合負担金から労災保険保険料までの精査により3,909万9,000円を見込み、645万円の減額補正としております。退職手当は、職員の退職手当として2,619万5,000円を見込み、191万2,000円の減額補正としたところでありま

す。材料費ですが、薬品費は入院患者が12月以降やや減少傾向のため、4,626万1,000円を見込み、99万5,000円の減額補正としております。診療材料費は、各部門の精査により2,619万4,000円を見込み、449万4,000円の増額補正といたしました。給食材料費の補正はございません。4ページの旅費交通費、職員被服費、消耗品の補正はございません。光熱水費は、電気、水道、下水道の精査により547万1,000円を見込み、19万1,000円の増額補正としております。燃料費の補正はございません。食料費は、精査により15万8,000円を見込み、4万2,000円の減額補正としております。印刷製本費につきましても精査により53万5,000円を見込み、6万5,000円の減額補正としております。修繕費、保険料の補正はございません。通信運搬費は、郵便料からテレビ視聴料までの精査により99万6,000円を見込み、7万円の増額補正としております。賃借料は、寝具、病衣から5ページの財務会計システムまでの精査によりまして850万5,000円を見込み、6万2,000円の減額補正としております。委託料は、臨床検査から日当直医師紹介業務までの精査により2,089万円を見込み、238万7,000円の減額補正としております。諸会費は、社会保険協会からその他までの精査により72万3,000円を見込み、8万9,000円の減額補正としております。交際費の補正はございません。雑費は、シーツ、被服等洗濯代から6ページの広告料までの精査により132万8,000円を見込み、54万7,000円の減額補正としております。減価償却費の補正はございません。資産減耗費は、棚卸資産減耗費がありませんでしたので、5万円を減額補正しております。研修研究費は、図書費及び旅費の精査により141万2,000円を見込み、58万8,000円の減額補正としております。3ページの医業費用では、4億7,233万円を見込み、2,988万円の減額補正としております。

医業外費用ですが、支払い利息及び企業債取扱諸費の企業償還金利息として53万2,000円を見込み、1万2,000円の減額補正、消費税は46万2,000円を見込み、8万8,000円の減額補正としたところであります。医業外費用総額では、199万6,000円を見込み、10万円の減額補正としております。

病院事業費用総額では、4億7,442万6,000円を見込み、2,998万円の減額補正としております。

1ページに戻っていただきたいのですが、以上の説明のまとめとした一覧表ですけれども、収益の3月補正後C欄の他会計負担金の運営費補助金8,704万2,000円と特別利益の累積欠損金解消分500万円を合わせまして、9,204万2,000円が想定される実赤字額となる予定であります。

下から3段目の欄ですが、一般会計繰入金額合計2億1,687万円を見込みまして、3,823万8,000円の減額としております。

続きまして、7ページ、資本金収入及び支出についてご説明いたします。3月補正後C欄及び補正額をごらんいただきたいと思っております。出資金の一般会計出資金の過疎債分は2

20万円を見込み、起債の減少による40万円の減額補正、建設改良費は105万9,000円を見込み、13万9,000円の増額補正としております。他会計出資金、直診施設整備補助金として134万7,000円を見込みまして、7万6,000円の減額補正としております。企業債は220万円を見込みまして、病院事業債の限度額減少によりまして40万円の減額補正としております。

資本的支出ですが、企業債償還金の補正はございません。建設改良費の機械備品購入費として808万8,000円を見込み、見積もり合わせなどにより47万6,000円の減額補正としております。

以上、簡単でありますけれども、説明にかえさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第23号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号 平成25年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

議案第24号

○議長（村山義明君） 日程第10、議案第24号 平成25年度中頓別町水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第24号 平成25年度中頓別町水道事業特別会計補正予算につきましては、中原産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 議案第24号 平成25年度中頓別町水道事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ99万6,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ8,554万5,000円とするものでござい

ます。

8ページ、歳出からご説明をいたします。1款水道費、1項総務費、1目一般管理費につきまして、既定額から100万円を減額し、4,416万円とするもので、内容につきましては、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人員費の不用額を減額、15節工事請負費について量水器取りかえ工事、町道6丁目線水道管移設工事、寿水管橋のところの配水管布設工事、上駒地区の配水管移設工事について執行減による不用額をそれぞれ減額するものでございます。

2款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費につきまして、既定額に4,000円を追加し、5,000円とするもので、内訳につきましては25節積立金で預金利子を積み立てるものでございます。

5ページ、歳出合計、既定額から99万6,000円を減額し、8,554万5,000円とするものでございます。

続きまして、6ページ、歳入についてご説明をいたします。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料につきまして、既定額から57万6,000円を減額し、5,518万4,000円とするもので、内容につきましては1節現年度、中頓別簡易水道使用料の減額でございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金について、既定額に4,000円を追加し、5,000円とするもので、内容につきましては1節利子及び配当金で財政調整基金利子でございます。

3款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金について、既定額から107万円を減額し、840万円とするもので、内容につきましては1節財政調整基金繰入金の減額でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金について、既定額に64万6,000円を追加し、64万7,000円とするもので、内容につきましては1節前年度繰越金でございます。

4ページ、歳入合計、既定額から99万6,000円を減額し、8,554万5,000円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第24号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号 平成25年度中頓別町水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

議案第25号

○議長（村山義明君） 日程第11、議案第25号 平成25年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第25号 平成25年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算につきましては、中原産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 議案第25号 平成25年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページ。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ9,413万6,000円とするものでございます。

7ページ、歳出についてご説明をいたします。1款下水道費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、既定額に37万1,000円を追加し、2,554万1,000円とするものでございます。内訳につきましては、11節需用費において上駒マンホールポンプ所の水位計修繕で30万8,000円を計上するもので、上駒マンホールポンプ所につきましては天北厚生園のグループホームに通じる町道の国道縁に設置されておりまして、水位計についてはマンホール内の汚水の水位を計測し、マンホールポンプを制御して汚水を排水するものでございますけれども、供用開始後13年が経過し、水位計が正常に作動しなくなってきたため、今回部品交換の修繕を行うものでございます。13節委託料においては、下水道管理センター電気工作保安点検業務で5万4,000円の減額、水質検査業務委託料で11万7,000円を計上するものでございます。水質検査業務委託につきましては、平成25年3月に環境省告示で従来の検査項目に加え、新たに水生生物保全環境基準の1項目が追加されたことから、平成25年6月に国土交通省から濃度測定の通知があったことから、今年度に検査が必要になったものでございます。

5ページ、歳出合計、既定額に37万1,000円を追加し、9,413万6,000円とするものでございます。

続きまして、6ページ、歳入についてご説明をいたします。3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、既定額に37万1,000円を追加し、37万2,000円とするもので、内訳につきましては1節前年度繰越金でございます。

4 ページ、歳入合計、既定額に 37 万 1,000 円を追加し、9,413 万 6,000 円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第 25 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号 平成 25 年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

議案第 26 号

○議長（村山義明君） 日程第 12、議案第 26 号 平成 25 年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第 26 号 平成 25 年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、小林保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 議案第 26 号 平成 25 年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

最初に、大変申しわけありませんけれども、字句の訂正をお願いしたいと思います。1 ページ、第 1 条でありますけれども、中ほどのところで 570 万 6,000 円を増額としておりますけれども、追加にご訂正をお願いしたいと思います。

平成 25 年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 570 万 6,000 円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,289 万 7,000 円とするものであります。

最初に、歳出についてご説明を申し上げます。8 ページをお開きください。2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費でありますけれども、2 目地域密着型介護サービス給付費におきまして既定額に 20 万円を追加し、692 万円とするものであります。これにつきましては、認知症対応型共同生活介護の実績に見合う追加補正でございます。

3目施設介護サービス給付費につきましては、既定額に670万円を追加し、1億1,992万円とするものであります。補正の内容につきましては、介護老人福祉施設におきまして実績見込みで500万円の追加、介護療養型医療施設につきましては120万円の追加、これに伴いまして特定診療費についても50万円を追加するという内容でございます。

2款2項介護予防サービス等諸費につきましては、1目介護予防サービス給付費におきまして既定額から280万円を減額して302万円とするものでありますけれども、これにつきましては通所介護におきまして実績の見込みから280万円を減額するものであります。

2款4項高額介護サービス等費でありますけれども、1目高額介護サービス費におきまして60万円を追加し、540万円とするもので、高額介護サービス給付費の実績見込みに伴う増額でございます。

2款6項特定入所者介護サービス費につきましては、1目特定入所者介護サービス費について既定額に100万円を追加し、1,288万円とするものでありまして、これも実績の見込みに基づきます追加補正でございます。

10ページをお開きください。5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金につきましては、利息分6,000円を追加し、7,000円とするものであります。

5ページをお開きいただきたいと思っております。歳出につきましては、既定額2億719万1,000円に対し570万6,000円を追加し、2億1,289万7,000円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。6ページをお開きください。歳入につきましては、先ほどの介護給付費の増額見込み等に伴います歳入の見込みに基づいた補正の内容になっております。

2款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金におきまして、既定額に165万3,000円を追加し、6,023万2,000円とするものであります。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金につきましては、既定額に80万5,000円を追加し、3,419万7,000円とするものであります。

3款2項国庫補助金、1目調整交付金につきましては、既定額に51万6,000円を追加し、1,728万9,000円とするものであります。

4款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金につきましては、既定額に104万7,000円を追加し、3,111万6,000円とするものであります。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金につきましては、既定額に6,000円を追加し、7,000円とするものであります。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、既定額に71万2,000円を追加し、3,021万4,000円とするものであります。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましても、既定額に96万7,000円を

追加し、327万3,000円とするものであります。

4ページをお開きください。歳入につきまして、既定額2億719万1,000円に對しまして570万6,000円を追加し、2億1,289万7,000円といたしまして歳入歳出の調整をとっているところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第26号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号 平成25年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

同意第1号

○議長（村山義明君） 日程第13、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求める。

記、氏名、小野洋一。54歳であります。

小野洋一さんは5月28日で4期目の任期が満了になるわけでありましてけれども、今までの経験を生かしていただき、固定資産評価審査委員としての役割を担ってもらうのに最適者と考えておりますので、どうか満場一致での同意をいただきますようお願いを申し上げます。よろしくお願いをいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第1号を採決しま

す。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決しました。

議案第9号

○議長(村山義明君) 日程第14、議案第9号 中頓別町保健福祉審議会設置条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第9号 中頓別町保健福祉審議会設置条例の制定について、小林保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(村山義明君) 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長(小林生吉君) 議案第9号 中頓別町保健福祉審議会設置条例の制定について。

中頓別町保健福祉審議会設置条例を別紙のとおり制定する。

最初に、4ページ、制定の趣旨について説明をさせていただきたいと思います。本町の保健及び福祉の分野における施策の立案、必要な計画の策定、介護保険事業や地域包括支援センターの運営などについて調査、審議を行うため、町長の附属機関として中頓別町保健福祉審議会を設置するものです。これにつきましては、保健福祉課所管、保健福祉関係の諸計画等の審議につきまして、これまでも附属機関として取り扱って報酬等も委員に支払いをさせていただいているところでありますけれども、その設置の根拠となるものが要綱であったりというような問題もございまして、今回この審議会としてそれらの問題を解消しつつ、この分野の施策に関する審議を総合的に行えるようにこのような審議会を設置したいとするものであります。

内容について、条文につきまして、第1条についてはこの附属機関としての位置づけを明記させていただいております。

第2条につきましては、所掌事項といたしまして、町長の諮問に応じて必要な調査、審議を行い、答申するほか、町の保健福祉施策に関する町長への提言についての規定を設けております。

第3条につきましては、組織でありまして、委員を10名以内とすること、委員の構成について保健及び福祉関係の団体の代表者、識見を有する者というようなところで規定を設けているものであります。

第4条につきましては組織の会長、副会長に関する規定、第5条につきましては会議に

関する規定、第6条につきましては専門部会を設置することができることの規定、第7条につきましては事務局、第8条につきましてはその他として、このほかについては町長が別に定めるとする規定であります。

この条例につきましては、平成26年4月1日から施行したいとするものであります。

以上、雑駁でありますけれども、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 審議会を設置することに対しては別に異論はございませんけれども、構成される委員です。ここに（1）、（2）で一応大ざっぱに書いてあるのですが、ここに町職員が入るのかどうか、その点についてお聞きしたい。

それから、当然ながら医療、保健、それから福祉の包括的なこともかかわっていくのかなと思うのだけれども、まず一番懸念されるのが、なぜ町職員が入るかということ、往々にしてこういう審議会、後から出てくる社会教育委員の設置条例もそうなのだけれども、町の行政の追認機関になり得るのではないかなというのがちょっと心配されるのだ。ここで実際に招集するのは会長が招集すると文言ではありますけれども、実質は事務方がやるわけでしょう、実際は。会長が自分の判断において、これは審議会を開いたほうがいいということで招集するということは、現実的になかなかないのではないかなと思うのです。事務方が案件を整理して、審議会を開いて検討してくれというのが私は大方の流れなのかなと思うので、こういう会をつくったときにもう少し独自性を持たせるような工夫もしてほしいと。事務方がつくった案件に対して検討していただいて、これでいいですか、いいのではないですか、それではあくまでも追認機関になってしまう。そういう点では、こういう会を別につくるわけですから、新たにつくるわけですから、会長なり審議会の独自性を極力持たせてほしいというふうに思いますので、一応の参考までです。入ったらいけないというわけではないですけれども、ここに町職員が入るのかどうかお聞きします。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 審議会の委員として職員が入るということは想定しておりません。あと、ご意見のとおり、決して行政の追認的な運営ということではなくて、主体性のある審議ということについて配慮していきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 山本さん。

○6番（山本得恵君） 審議会の構成委員が10人以内となっていますけれども、私はかえって何人と決めたほうがいいのかと思うのです。というのは、10人以内となると、例えば8人しかいなかったら、では8人でいいと、8人で構成したのだけれども、都合が悪くて1人、2人やめますといたら6人になる、5人になる、そういうことがずるずると継続されていって、最後には何かうやむやになるような気がしますので、何人と最初から決めたらどうなのかなと思いますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 基本的には委員の定数の最大限まで委嘱をして会議を運営していく形をとりたいというふうに考えています。何人と明示すべきだということについては、運用としてはそういう形を図っていきつつ、仮に欠員が生じた場合について若干会議の開催等についても問題を生じることになるのかなというふうに思われますので、基本的にメンバーについては以内というような規定を設けさせていただいているということですので、ご理解をいただきたいと思います。先ほど申し上げましたように、委員のこの上限を大きく下回るような形で恒常的に審議をするというような形にならないようには配慮していきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第9号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 中頓別町保健福祉審議会設置条例は原案のとおり可決されました。

議案第10号

○議長（村山義明君） 日程第15、議案第10号 社会教育委員設置条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第10号 社会教育委員設置条例の制定について、教育委員会青木次長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 青木教育次長。

○教育次長（青木 彰君） 議案第10号 社会教育委員設置条例の制定について。

社会教育委員設置条例を別紙のとおり制定する。

平成26年3月4日提出。

先に、社会教育委員設置条例の制定に係る説明資料ということでお手元に届いているかなと思いますけれども、その資料で説明をさせていただきたいと思います。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律ということで、新旧対照条文が1ページについているかと思えます。これで社会教育法の改正が行われるということでもあります。第15条、現行では社会教育委員の構成と

ということで法の中でうたわれております。第15条ですけれども、第2項、社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱するというふうな内容になっているものが改正をされまして、第15条については設置ということになっております。

第18条もあわせて改正ということで、ここで委嘱の基準等ということがうたわれております。社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定めると。この基準ですけれども、この場合において社会教育委員の委嘱の基準については文部科学省令で定める基準を参酌するものとする、参考としなさいというふうな意味合いです。

2ページ、3ページは、社会教育法の抜粋をちょっとつけさせていただきます。

文部科学省令については、5ページでございます。どの省令かといいますと、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令ということで、これも新旧対照表でつけさせていただきます。改正のところでは、今まで公民館運営審議会の委員だけでしたけれども、ここに、改正のほうですけれども、社会教育委員及びというふうに定義をされています。第1条、社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準。社会教育法第18条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとすると、こういうふううたわれてきているということで、いずれも26年4月1日から施行されるということでありませう。

それでは、8ページに戻っていただきたいのですが、条例提案の8ページです。改正の要旨、本町における社会教育全般に関する効果的な推進のため、社会教育委員の職務を具体化してその役割を明確にするとともに、委員相互の連携を図るための委員会を設置し、あわせて委員長、副委員長の設置、議事の進行、過半数の出席による議事の議決等の規則を追加し、社会教育委員会の円滑な運営により本町の社会教育推進に寄与することを目的としますということにさせていただきます。以下につきましては、先ほどご説明した内容でございます。

こういったことで改正の内容が多岐にわたっているため、全部改正とするということで、先ほど説明資料でお配りした後ろのほうに新旧対照表もつけさせていただきますので、参考にしていただければと思います。職務の内容をわざわざ条例化、規定すべきかどうかということにつきましては、社会教育委員会の中でも3度ほど議論をしてきております。そういった中で、規定したほうが委員の職務としてはわかりやすいのではないかと、そんなことを受けて教育委員会の中でも議論をし、今回の条例に至ったということでありませう。

6ページ、社会教育委員設置条例ということで、社会教育委員設置条例（昭和24年1月20日条例第1号）の全部を改正する。

第1条、委員の設置ですけれども、本町の社会教育の振興を図るため、社会教育法に基づき社会教育委員を置く。

第2条、定数、委員の定数は、10名以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、中頓別町教育委員会が委嘱する。

第3条、任期、委員の任期は、2年とする。ただし、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

ここで、職務、第4条です。委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、次の職務を行う。これは、社会教育法の中でもうたわれている内容と同じでございます。

第5条、委員会の設置、委員の職務を円滑に運営するため、社会教育委員会を設け、教育委員会に事務局を置く。

委員の互選により委員長1名、副委員長1名を置く。

委員長は委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

委員会の会議、第6条、委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

第2項、委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

第3項、委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

その他、第7条、この条例に定めるもののほか、必要な事項は委員長が会議に諮って定めることができる。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

山本さん。

○6番（山本得恵君） この委員となられた方々の報酬というか、それはどういうふうになるのですか。

○議長（村山義明君） 青木教育次長。

○教育次長（青木 彰君） 特別委員の報酬に基づいて支払いをしてきております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） ちょっとへ理屈みたいな質問なのですが、第2条で委員の定数は10名以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、ちょっとへ理屈だけれども、社会教育委員を条例化しようとしているのに学校教育が何で先に出てくるの、社会教育、学校教育関係者でいいのではないですか。教育委員会の体質で、何でも学校教育が先にくるという体質が文科省以下、田舎の教育委員会までみんなそういう感じを持つのです。少なくとも社会教育委員の条例を決めるのに学校教育が先に出る必要はないのではないですか、へ理屈でしょうか。

○議長（村山義明君） 青木教育次長。

○教育次長（青木 彰君） 学校教育が先というお話ですけれども、あくまでも社会教育法で改正になったということと、参酌をしてという公民館運営審議会委員の委嘱の基準、そこに書かれているものをこの中でうたい込ませていただいたということで、今言われたようなことは余り内容としては大きく捉えていないということでございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） だから、それは教育委員会の考え方でしょう、法律でそう言わなければだめだという言い方ではないわけだよね。そこで、さっき言ったように、体質として教育という字がつけば先に学校教育を出すのが文科省や地教委の体質なのだということを行っているでしょう。ここで変えたって何でもないのでしょ、基本的に。社会教育関係者が先にきたって全然何でもないよね。だから、そういうことも検討しているのかと。というのは、1つは、従来から教育の面でいうと何でも学校教育が先だった。それが社会教育のことをいうときまで学校教育を先に出す必要があるのかということと言いたかっただけなのです。基本的にやっぱりこれは教育長に答えてもらわなければならない。

○議長（村山義明君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 今も次長のほうから説明がありましたけれども、今議員さんの言うことももっともだと思います。ただ、先ほども言いましたように、社会教育法の第4章の社会教育委員の構成という部分の法律の中にもうたい込みがされているということで、そこでそのまま使ったわけで、そういう学校教育が、社会教育がという意味合いでの使い方ではないのです。その辺ご理解をいただければと思うのですが。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 3回目になるけれども、そんなことは私も腐るほど知っているのだ。ただ、昔から言っているように、学社連携とか学社共同という論理がいつも違うのではないかと、学校教育というのが自転車の前輪で社会教育というのが後輪だと、場合によってはリヤカーで学校教育というのが大きな輪で社会教育というのは小さい輪だと、そうすると前へ進まないで回って歩くでしょう、いつまでも学校教育が先走って行って。そういうやり方をずっと以前から、何十年も前の話だけれども、言われてきているのだ。何で、町がつくる条例なのだからどうでもつくれるはずなのに社会教育委員の設置条例の中で学校教育が先に出るの、その理念がわからなかったらこういうことになるのだ。文科省ではこうやって言っているとか、法律ではこうやって言われているから、そのとおりにした。私が教育長だったら、そういうことにはしない。社会教育を先行させる。言葉をだよ、文言をそういうふうにしようと思っているのだけれども、このことは大したことはないから、突き詰めて考えることもないけれども、そういう意味で文言については本当はもう一ひねりしてほしかったという要望です。これを直せとは言いません。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） この条例の4条の2項についてお聞きしますけれども、委員は教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができると、この文言だけを

見れば大変すばらしいシステムだなと思うのですけれども、実際にこの条文を生かそうとするならばどのように考えておられるか。社会教育委員の方を常に教育委員会の会議に呼ぼうとするのか、本人が出たいと言ったら、それはとめませんという程度のものなのか、ましてや教育委員会が開かれることを社会教育委員になった人がわからなければ、これはそんな会議があるのなら出席したかったな、聞きたかったなということだってあり得るかもしれない。これの運用をどのように考えているかお聞きします。

○議長（村山義明君） 青木教育次長。

○教育次長（青木 彰君） 社会教育委員さんの助言、意見をいただくということについては、やはり情報の出し方が非常に大切かなというふうに、常日ごろいろんな常任委員会の事務調査等でも意見をいただいていますので、大変そこが大事かなということで、事務局のほうでは情報の出し方はわかりやすい情報を的確に出していきましょと、それもタイミングがあります。そのタイミングもということで、今のところ4月、5月にはことしやる事業の内容についてご報告といえますか、話をしながら、各団体への補助金の適否についても審査をいただいております。それと、9月、10月には文化スポーツ表彰の該当者の審査、社会教育事業を中心にして事業の中間報告もしながら、改めてこういうことをしたほうがいいのではないかなというふうな意見もいただけるような資料もつくりながら情報を出してきていると、その中でも今回の条例改正につながってきていますけれども、皆さんの意見をいただいている。この3月には、ことし1年間の総括、締めくくりもしながら、来年に向けて意見をいただくというふうなことで、その辺の情報の出し方、非常勤の方たちですので、お仕事を持ってということで、なかなか全員がその都度毎回出ただけということにはなっていないのですけれども、必ず会議の内容についてもそれぞれにお話をしながら意見をいただけるようにしてきているということで、今言われた最後のほうの教育委員会の会議についてもきちっとお知らせをして、出る、出ないは個人の部分がありますけれどもということですが、そこについては丁寧な案内は今のところしておりません。今後については、社会教育委員の皆さんは大変忙しい方なのですけれども、意見もいただきながら、改めて内容も含めて情報提供に努めていきたいなというふうに考えております。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第10号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 社会教育委員設置条例は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時10分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

議案第11号

○議長（村山義明君） 日程第16、議案第11号 公平委員会設置条例を廃止する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第11号 公平委員会設置条例を廃止する条例の制定について、和田総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、9ページでございますが、議案第11号 公平委員会設置条例を廃止する条例の制定について。

公平委員会設置条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年3月4日提出、中頓別町長。

14ページをお開きいただきたいと思います。改正の要旨でご説明をいたします。定住自立圏の形成に関する協定に基づきまして、これまで宗谷管内の各市町村、一部事務組合も入りますが、1市9町村8一部事務組合になりますが、において個別設置していた公平委員会を平成26年4月1日から宗谷公平委員会として共同設置することから、本条例を廃止し、関連する条例についても廃止及び一部改正を行うものでございます。

10ページの改め文を読んでご提案申し上げます。公平委員会設置条例を廃止する条例。公平委員会設置条例（昭和26年条例第23号）は、廃止する。

附則でございます。施行期日、1項、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2項は、中頓別町公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の廃止でございます。中頓別町公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例（昭和55年条例第2号）は、廃止する。

3項は、中頓別町職員定数条例の一部改正でございます。中頓別町職員定数条例（昭和46年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、公平委員会」を削り、同条第5号中「ただし書き」を「ただし書」に改め、同条第6号中「（昭和30年法律第125号）」を「（昭和30年法律第125号）」に改

める。

第3条中「、公平委員会」を削る。

4項は、各委員会の委員等の報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部改正でございます。

各委員会の委員等の報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中、5号、公平委員会の委員長の項及び6号、公平委員会の委員の項を削り、7号、固定資産評価審査委員会の委員長の項を5号とし、8号、固定資産評価審査委員会の委員の項から24号、その他の審議会、協議会、委員会等の委員の項までを2項ずつ繰り上げる。

職員定数条例、各委員会の委員等の報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例につきましては、新旧対照表でご確認をお願いしたいと思います。

大変雑駁でございますが、以上の説明とさせていただきたいと思っております。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第11号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 公平委員会設置条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

議案第12号

○議長（村山義明君） 日程第17、議案第12号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第12号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、和田総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、議案の15ページでございます。議案第12号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について。

職員給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年3月4日提出、中頓別町長。

済みません。議案の中の字句の訂正をお願い申し上げます。16ページでございますが、附則の第2条の下から3行目、一番右のほうにこの項のというふうになっておりますが、ここをこの条というふうにお改めいただきたいと思っております。その訂正に倣いまして、17ページ、新旧対照表についても同様の文言が入っておりますので、項を条に改めていただきたいというふうに思います。

それでは、18ページ、改正の要旨でご説明をいたします。平成25年人事院勧告となっておりますが、ここは人事院報告でございます。大変申しわけございません。25年人事院報告に準拠して、平成18年から実施された給与構造改革によりまして平成19年1月1日、平成20年1月1日、平成21年1月1日及び22年1月1日と過去4回、職員に4号俸の昇給抑制が行われたことを調整考慮いたしまして、平成25年人事院報告に準拠する形で平成26年4月1日時点で45歳未満職員の号俸を、若年者の号俸を1号俸回復させる改正でございます。平成22年度からこの号俸の回復が始まっておりますけれども、今回が最後でございまして、対象者は18名、給料への影響額は、そこにも書いておりますが、36万9,000円というふうになるものでございます。

16ページの改め文を読み上げてご提案申し上げます。職員給与条例の一部を改正する条例。

職員給与条例（昭和26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則、施行期日、第1条、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

第2条、平成26年4月1日における号俸の調整であります。平成26年4月1日において平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する状況を考慮して同日において45歳に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項、これは過去における4号俸の抑制のことでございます。並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の必要がある者の平成26年4月1日における号俸は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

これにつきましては、内容につきましては先ほどの要旨で説明した内容であります。ちょっと難しい書き方になっておりますけれども、それと変わりはありません。

以上で提案説明とさせていただきますので、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第12号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 職員給与条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議案第13号

○議長(村山義明君) 日程第18、議案第13号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第13号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について、和田総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(村山義明君) 和田総務課長。

○総務課長(和田行雄君) それでは、議案の19ページでございます。議案第13号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年3月4日提出、中頓別町長。

大変長い改正でございますので、48ページの改正の要旨と、それから新旧対照表を交えてご説明をしたいというふうに思っております。

48ページの改正の要旨の冒頭から4行目までは、条例本文の改正でございます。内容は、今の条例、旧条例で見つかった引用法令の誤り及び今般の地方税法改正に絡む引用法令のずれを改正するものであると、それが冒頭から4行目まででございます。5行目以降につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに続きまして、その後地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が今年の6月12日に公布されたことに伴いまして、附則について所要の改正を行うものでございます。

23ページから新旧対照表でご説明を申し上げます。まず、現行条例本文の改正として、条例第18条の4では、納税証明書の交付手数料が手数料条例に基づくことによる第1項及び第2項の文言の改正と第3項を現状に合わせて削除するものだとということでございます。

第33条は、今回の地方税法の改正に伴う先ほど申し上げました引用法令条文のずれを改正するものであります。

第54条の第7項は、次のページになりますが、過去における地方税法施行規則の改正で既に条ずれを生じていたものを今回の改正であわせて改正を行うというものであります。今24ページに入っておりますが、そこに附則があります。24ページの附則でございま

すけれども、このたびの改正は、現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現するため国税に倣って地方税法の一部が改正されますことによる改正ということでございます。主な改正点といたしましては、金融商品についてこれまで商品間の損益通算の範囲が制限されてきましたけれども、平成28年1月1日以後、金融所得税について損益通算の範囲が拡大されるとともに、公社債等に対する課税制度が所得税及び地方税ともに見直されることから、1点目といたしまして上場株式等に係る配当所得の分離課税について特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う規定の整備、今申し上げたのが附則16条の3でございます。2点目として、株式等に係る譲渡所得等の分離課税が一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と、それから上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税とに区分されたことに伴う規定の整備でございます。これが附則16条の3、附則19条及び新附則19条の2となっております。3点目といたしまして、条約適用配当等に係る分離課税について特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う規定の整備でございます、附則の第20条の2関係ということでございます。

1条ずつご説明を申し上げます。附則第6条であります、附則第6条は居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰り越し控除を規定したのですが、第4項は附則第9条の内容が一部改正になることにより、引用条文の修正及び旧附則第20条の2が第20条に繰り上がることによる引用条項の修正、関係条文の整備でございます。

附則第6条の2は、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰り越し控除を規定したものでございますが、第4項において前条と同じく、附則第19条の内容が一部改正になることによる引用条項の修正及び旧附則第20条の2が20条に繰り上がることによる引用条項の修正、関係条文の整備でございます。

附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例を規定したもので、地方税法の一部改正による新設条文である附則第19条の2に合わせて引用条項を追加する内容と旧附則第20条の2が附則第20条に繰り上がることによる引用条項の修正、関係条文の整備でございます。

附則第16条の3でございますが、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例を規定したもので、第1項は特定公社債の利子所得は分離課税とする内容、第2項は特定上場株式等の配当等は翌年度に所得割の対象とする内容、第3項は文言の整理でございます、地方税法が一部改正されたことによる見出しの変更を含む関係条文の整備でございます。

附則第19条は、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例を規定したもので、第1項は一般株式及び一般公社債に係る譲渡所得等は分離課税とする内容、第2項につきましては文言の整理でございます、前条と同じく、見出しの変更を含め、関係条文の整備でございます。

附則第19条の2は、全部改正による新設条文でございます、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例を規定したもので、地方税法の取り扱いに準じ、

第1項及び第2項からというふうになっております。第1項につきましては上場株式及び特定公社債に係る譲渡所得等は分離課税とすると、第2号は附則第19条第2項を準用する場合の読みかえる内容であるということでございます。

条例の附則、旧19条の2から6まで及び条例附則、旧20条と20条の3、20条の5は、単に課税標準の計算の細目を定めるものでございまして、これは条例の性格上必要ないというふうにされたもので、削除するものでございます。この内容は、地方税法施行規則で定められておまして、地方団体ごとの選択判断の余地がないものとして条文の簡素化を図ることになったため、削除するものでございます。

附則第19条の3は非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例を規定したもの、附則第19条の4は特定口座を有する場合の町民税の所得計算の特例を規定したもの、附則第19条の5は源泉徴収選択口座内配当等に係る町民税の所得計算の特例を規定したもの、附則第19条の6は上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰り越し控除を規定したもの、附則第20条は特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰り越し控除等及び譲渡所得等の課税の特例を規定したものであり、いずれも附則第16条の3、附則第19条及び附則第19条の2が改正されることに伴い、削除される条文でございます。

附則第20条の2は、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例を規定したもので、地方税法の一部改正に伴う関係条文の整備であり、附則第20条を削除することにより、新たに第20条として取り扱う内容のものでございます。

附則第20条の3は、先物取引の差金等決済に係る損失の繰り越し控除を規定したもので、このたびの改正で条文を削除する内容でございます。

附則第20条の4は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例を規定したもので、地方税法の一部改正に伴う関係条文の整備であり、附則第20条及び附則第20条の3を削除することにより新たに附則第20条の2として取り扱う内容のものでございます。

附則第20条の5は、保険料に係る個人の町民税の課税の特例を規定したもので、先ほどご説明をいたしましたけれども、このたびの改正で条文を削除し、簡素化するものでございます。

次に、改正条例の附則についてご説明を申し上げます。22ページに戻ることになりますが、第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号は、次条第1項の規定は、平成28年1月1日から施行しております。

第2号について、第33条、附則第6条第4項、第6条の2第4項、第7条の4第1項、附則第16条の3及び附則第19条から附則第20条の5までの改正規定並びに次条第2項の規定は、平成29年1月1日からの施行となります。

第2条は、改正後における町民税の経過措置の内容でございまして、第1項、第2項と

も各条文の適用事項等の取り扱いを規定したものでございます。

以上で中頓別町税条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑がないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第13号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 中頓別町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議案第14号

○議長（村山義明君） 日程第19、議案第14号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第14号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、保健福祉課吉田参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（吉田智一君） それでは、私のほうから説明させていただきたいと思います。

50ページをお開きください。議案第14号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年3月4日提出。

それでは、58ページをお開きください。改正の要旨でございます。平成23年4月に国基準賦課限度額が医療分50万円から51万円に、後期高齢者支援分を13万円から14万円に、介護分を10万円から12万円にそれぞれ引き上げされました。当町としましては、町民の負担を考慮し、これまで据え置きとしてきましたが、道からの指導もあり、平成26年度からこの分の引き上げを行うことにしたものであります。もう一つにつきましては、附則の改正であります。これにつきましては地方税法の一部を改正する法律

(平成25年法律第3号)が平成25年3月30日に公布され、同法による改正のうち一部のものについて地方税法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第173号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成25年総務省令第66号)が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことにより、法の改正に合わせた条文の改正及び削除、規定の繰り上げをするものであります。

それでは、53ページの新旧対照表で説明したいと思います。第2条、課税額ですけれども、これの2項につきましては基礎課税額分、基礎課税限度額を50万円から51万円に改正するものであります。同じく、3項につきましては後期高齢者支援金課税分、これにつきましては13万円を14万円に引き上げるもの、第4項、介護保険納付金分につきましては10万円から12万円に引き上げるものでございます。

第23条、国民健康保険税の減額につきましても、この賦課限度額の改正に伴い、あわせてそれぞれ改正するものであります。50万円を51万円、13万円を14万円、10万円を12万円に改正するものであります。

続きまして、54ページ、附則の部分であります。附則第3項の規定につきましては、見出し及び同項中「配当所得」とありますが、これを「配当所得等」に改めるものであります。同じく同項中「(第3条)中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と」という文言を削るものであります。

続きまして、第6項であります。これにつきましては見出しの部分では「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中ですが、これにつきましては「法附則第35条の2第6項」を「法附則第35条の2第5項」に改め、「株式等」を「一般株式等」に改める内容となっております。

続きまして、55ページですけれども、第7項につきましては、全面の改定になります。見出しとしましては、上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例となります。本文につきましては、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得の金額」と、「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とするという条文に改めるものであります。

続きまして、第8項につきましては、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰

り越し控除等に係る国民健康保険税の課税の特例であります、これを削除するものであります。

続きまして、第9項につきましては第8項に繰り上げ、第10項につきましては第9項に繰り上げるものであります。

第11項ですが、先物取引の差金等決済に係る損失の繰り越し控除に係る国民健康保険税の課税の特例であります、これにつきましては削除するものであります。

同じく、第12項につきましても削除するものであります。

これに伴いまして、第13項につきましては第10項に繰り上げということになります。

第14項につきまして、同項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改めるもので、同項を第11項に繰り上げるものであります。

第15項につきましても、第12項に繰り上げるものであります。

第16項につきましては、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例であります、これは削除するものであります。

52ページになりますが、附則です。施行期日、第1条、この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第1号、第2条及び第23条の改正規定につきましては、平成26年4月1日。

第2号、附則第3項（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第6項から第16項の改正規定につきましては、平成29年1月1日。

第3号、附則第3項の改正規定（「、（第3条）中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と）を削る部分に限る。）、これにつきましては公布の日となっております。

第4号、次条2項の規定につきましても公布の日となります。

第2条、適用区分であります、第1項につきましては、この条例（前条第1号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の中頓別町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第2項、この条例（前条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の中頓別町国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第3項、この条例（前条第1号及び第3号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の中頓別町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税については、なお従前の例によるということです。

以上、簡単ですが、説明を終わらせたいと思います。ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○4番(東海林繁幸君) 実は、せっかく一生懸命説明されているのだけれども、十分に理解できたとは私個人的にはどうも思えないのです。それで、これからのことでの願いがあるのは、こういう説明の仕方について、例えば2が3になったという説明ではなくて、2が3になることによって何がどうなったかという説明をしてもらわないと基本的にはわからない。この前の町税条例も同じ。文言が変わったことはわかるのだけれども、文言が変わったことで内容がどうなったのかというところの説明であってほしいと思うのです。いずれにしても、法令に基づく改正ですから、内容的に一つ一つここがどうこうという聞き方はしませんけれども、説明のあり方として、聞いていてみんなはわかっているのかな、私はわかりません。だから、せっかく聞いていてもわからないような説明は説明にならないと思うので、変わったことによって内容がどう変わったのか、文言が変わっただけではないのですよね、内容が変わっているわけですから。それから、削除されました、何で削除したのですか。削除したことによってどう変わっているのですという説明が欲しいと思うのです。この辺どうですか、皆さん。説明いただいた吉田さん、私の言っていることわかるでしょうか。

○議長(村山義明君) 吉田保健福祉課参事。

○保健福祉課参事(吉田智一君) 今のお話は十分理解いたしました。大変ふなれで申しわけありません。以後気をつけて説明したいと思います。よろしくお願いします。

○議長(村山義明君) 本多さん。

○3番(本多夕紀江君) 改正の要旨のところでは改正の理由を道からの指導もあり、26年度から引き上げというふうに書いてありますけれども、いつごろどんな指導があったのでしょうか。

○議長(村山義明君) 吉田保健福祉課参事。

○保健福祉課参事(吉田智一君) これにつきましては、昨年11月26日に道の職員による技術的助言と、毎年指導、監査のようなことがあるのですけれども、技術的指導ということで当町に来まして、内容等をチェックしていきました。その結果に基づきまして、昨年平成25年12月9日付、宗谷総合振興局長名で町長宛てに、この部分、賦課限度額については法定限度額への改正をしてもらいたいという通知が来ています。

以上です。

○議長(村山義明君) 柳澤さん。

○7番(柳澤雅宏君) 私もその点をちょっと聞きたかったのです。23年から町民の負担を考慮して据え置いてきたと書いてあるわけでしょう。そうすると、道から指導があったら、それは聞かなければならないのか。町が今回も補正で国保税で一般会計から繰り入れもしている。今回で約600万円近くしているので、当然国保税の中身として赤字で一般会計から毎年度繰り入れていかなければならないから、そういう点でいえばこのままでおいたら一般会計の繰り入れがどんどん膨れていくのでというのならまだわかるけれども、

理由としてこういう理由は載せないほうがいいと思う。それから、文書がもし来ているのなら、指導があったということなので、これはいたし方のない指導なのかどうか、文書があるなら私はぜひ見せていただきたいと思う。町で上げていくのなら上げていく、町独自の考えを持って上げていってほしいと、これはあくまで気持ちとしてそう申し上げておきます。文書がもし示せるのなら、後ほどからでもいいですから、参考までに見せていただきたい。

それから、確かなことではないのですが、国の基準賦課限度額が近年のうちにまた上がるのではないかとこの話が、3項目でまた4万円ほど上がるのではないかとこの話があるのですが、今回これで負担が上がるのが4万円です。資料としていただいた限度超過対象者の戸数があるのですが、この人たちはすべからく上がります。介護分が1件だけ超過なので、この方は上がってしまうかなという気がするのだけれども、これでまた4万円程度上がるというと、数年のうちに8万円上がるということになると超過している人たちにすると大変な負担になると思うのだ。近年中に上がるという話があるのか、そのときはどう対応されるのか、現時点で考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（吉田智一君） 限度額の部分につきましては、国のほうでまだ決定通知等々は来ていませんが、考えとしては後期分と介護分でそれぞれ2万円ずつ上げる予定ということで話としては聞いております。文書につきましてはありますので、後ほどそれぞれ配ったほうがよろしいでしょうか、見せたほうが。

（「いや、次回の議会までに用意してくれればいい」と呼ぶ者あり）

○保健福祉課参事（吉田智一君） わかりました。では、用意します。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 国保財政が厳しいということはよくわかりますけれども、ここ二、三年、近年の国保会計の収支について、それこそ前に配った資料を見ればわかるでしょうということかもしれませんが、収支及び運営の赤字補填分についておおよそわかれば教えてください。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（吉田智一君） ここ二、三年ということで、平成23年度からの収入状況ですけれども、平成23年度につきましては収入総額で3億1,538万4,000円、1,000円以下は省略させていただいています。歳出ですが、2億9,837万4,000円となりまして、約1,700万円の黒字ということになります。ただ、この年は一般会計からのその他収入としまして115万3,000円を一般会計から繰り入れております。続きまして、24年度ですが、収入総額で3億660万8,000円、歳出で2億7,941万1,000円となり、その差額2,719万7,000円となっております。この年につきましても、一般会計からのその他の収入としまして154万円の繰り入れをいただいています。25年度につきましては、まだ決算見込みの段階ですけれども、今

の見込みとしましてはほぼ3億299万円程度の収入を見込んでおります。歳出につきましては、これにつきましては約3億288万円ほどを見込んで、ほぼ同額になっていると考えています。今年度につきましては、一般会計からの繰入金1,000万円を見込んでおります。

以上です。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 医療費の状況というのは、全体としてどんな傾向にありますか。後期高齢者医療制度ができて、75歳以上の方はそちらに入られてから何年かたちます。医療費の全体、総額が国保としてどんどん年々ふえていく状況でしょうか、それとも波があるのでしょうか。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（吉田智一君） 医療費の状況ですが、これについても過去二、三年分しか今は資料がありませんが、ほぼ横ばいとなっております。大体2億円前後ぐらいのほぼ横ばいになっている状況であります。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

本多さん。

○3番（本多夕紀江君） いろいろご説明はいただいたのですが、町民の負担という点から考えて、引き上げに反対をしたいと思います。

理由は、医療費の総額が年々上がっていく、ふえるという状況でもないように今お聞きしました。横ばいということなんです。それと、午前中の補正予算のほうで説明があったのですが、国保加入者の所得は全体的に減っているという、そういう説明で、やはり世間一般的にといいますか、給与所得も、それから事業所得も減っているのだと思います。それと、国保税の中頓別町の収納率ですけれども、宗谷管内ではほとんど毎年トップクラスではないかと思えます。98%をいつも超えています。国保税は大変高い、すごい負担にもかかわらず98%を超えて町民が一生懸命払っているという状況を考えますと、今回道からの指導ということが理由のようですけれども、もう少し引き上げをせずに様子を見てもいいのではないかと、今回は引き上げに反対します。

○議長（村山義明君） 今反対の意見がありましたが、賛成の方の討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 反対の方いらっしゃいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第14号を起立採決します。

原案に賛成の方の起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(村山義明君) 起立多数です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで10分ほど、3時10分まで休憩としたいと思います。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時10分

○議長(村山義明君) 休憩前に戻り会議を開きます。

議案第15号

○議長(村山義明君) 日程第20、議案第15号 中頓別町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第15号 中頓別町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設課平中主幹に内容の説明をいたさせます。

○議長(村山義明君) 平中産業建設課主幹。

○産業建設課主幹(平中敏志君) それでは、ご説明させていただきます。

議案の59ページになります。議案第15号 中頓別町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年3月4日提出、中頓別町長。

62ページをごらんください。改正の要旨でございますが、本町の区域内において新たに農業経営を営む者に対し、本町独自の支援策として交付する経営自立安定補助金に、国の貸付資金である就農支援資金制度のうち、就農施設等整備資金の借入金を交付対象として追加することにより、新規就農者の資金対応の選択肢を広げ、就農者の経営の早期安定化と新規就農者の誘致促進を図るものであります。

現行の条例では、新規就農者へ最大1,200万円を助成する経営自立安定補助金の対象となる事業につきましては、農業公社が実施しております農地保有合理化事業と公社営農場リース事業が対象となっております。特に公社営農場リース事業におきましては、施設及び家畜の導入についてはリース事業の対象として実施されておりますが、作業機械につきましては制度の改正により現在はリース事業の対象から除外されているという状況になっております。このため、作業機械の購入につきましては、他の資金の借入れ等の対応が必要となっている状況でありました。就農支援資金制度につきましては、農林水産省が

定めている新規就農希望者に対する貸付資金の制度でございまして、研修に係る資金借り入れを対象とした就農建設資金、資格取得や転居費用等の就農の準備に係る資金借り入れを対象とした就農準備資金、さらに施設や機械、家畜等の購入に係る資金借り入れを対象とした就農施設等資金に区分されています。このうち就農施設等資金を町の独自助成制度である自立安定補助金の対象として追加するための改正でございまして。なお、この資金は無利子資金であり、就農施設等資金は3,700万円が貸付限度額であります。償還は12年、そのうち据置期間が5年以内という制度であります。新規参入希望者の就農時の資金対応の選択肢を広げ、就農者の経営の早期安定化を図るための改正内容でございまして。

60ページをごらんください。中頓別町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例。

中頓別町新規就農者誘致特別措置条例（平成4年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「借入金」の次に「及び、就農支援資金制度のうち就農施設等資金により農業経営を開始するために必要となる施設・機械・家畜等の購入等のための借入金」を加え、同号ただし書き中「但し」を「ただし」に改め、同条第3号中「但し」を「ただし」に改めるものであります。

附則といたしましては、この条例は、公布の日から施行するということであります。

以上、雑駁でございまして、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 資金の選択肢を広げたという点におきましては、いろんなところに使用できるので、縛りがなくなって使いやすくなることは大変望ましいことだというふうに思いますが、ここへきてここを改正されたということは、何がしかのこれに関する意見があったのかどうか、関係機関から意見があったのかをお聞きしたいのと、これらの支援というのは新規就農者に限らず、後継者等もこれらはやっぱり頭を悩ますところなのです。機械が欲しいけれども、これ以上負債がとか、牛が事故でだんだん、だんだん減っているけれども、今々買うというと、農協も資金はありますよ、導入資金、だけれどもこれは丸々借り入れなので、既存の負債にまた500万円だ、600万円だと借りるのかというと、ためらってしまう農家もかなりいるのです。それで、農協もいろいろ試行錯誤しているのですけれども、導入資金を宛がって牛を購入させるのだけれども、なかなか頭数がふえていかない。乳量も伸びない。建物も古くなったけれども、これを改修するということになったら莫大な金がかかるということで、後継者たる人たちもこの点については非常に悩んでいるのです。ですから、新規就農者もそれは当然入れていって農家戸数を減らさないということは大切なことなのですけれども、後継者に対する、ここまで1,200万

円を限度としなくても、やはり借入金と補助金とでは雲泥の差があるので、ここら辺の検討をする余地がないのかどうか。どこから希望が出たのか、あるいは後継者に対する支援ということを考える余地がないのかどうかをお聞きします。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課主幹。

○産業建設課主幹（平中敏志君） 今回の就農施設等整備資金の対象とするということにつきましては、現在研修を進めている新規就農希望者の資金対応を含めて町の農業担い手センターの中で協議をさせていただいている中でこういう制度もあるという中で、これも対象にならないかということでの協議の中で進めているところであります。後継者の部分につきましては、担い手センターの中でも協議するということでは進めていこうとしていますが、まだ現時点では具体的な内容での協議はされていないという状況にはあります。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第15号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号 中頓別町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議案第16号

○議長（村山義明君） 日程第21、議案第16号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第16号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、中原産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 議案第16号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

66ページの改正の要旨でございますけれども、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、給水装置工事の工事費の算出方法及び工事費の予納について改正するものでございます。

64ページ、中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例。

中頓別町水道事業条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項及び第10条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改めるものとさせていただきます。

第9条第1項につきましては、町長が施行する給水装置工事の工事費の算定方法についてでございます。給水装置については水道本管から分岐して家屋等まで引き込まれた給水管とこれに直接取りつけてある止水栓だとかメーターなどの給水用具をまとめて給水装置といいまして、町が施行する給水管や量水器取りかえ工事が該当いたします。4月1日から消費税が8%に引き上げられることから、100分の105を100分の108に改めるものとさせていただきます。

第10条第1項につきましては、工事費の予納についてで、町に給水装置の工事を申し込む者は工事費の概算額を予納する規定であることから、予納金の算定において概算額に100分の105を乗じて得た額を100分の108に改めるものとさせていただきます。ただし、条例で給水装置工事については町または指定給水装置工事事業者が施行することができることと規定されておりまして、現在は指定給水装置工事事業者が給水装置工事を行っていることから、予納金の該当についてはございません。

附則でございますけれども、施行期日、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

経過措置として、この条例による改正後の中頓別町水道事業条例第10条第1項の規定は、この条例の施行の日以降の申し込みから適用し、施行日前の申し込みについては、なお従前の例によるということとさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第16号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議案第17号

○議長（村山義明君） 日程第22、議案第17号 中頓別町道路線の廃止の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第17号 中頓別町道路線の廃止について、中原産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 議案第17号 中頓別町道路線の廃止について。

道路法第10条第1項の規定に基づき、中頓別町道路線を下記のとおり廃止する。

記、整理番号43、路線名、敏音知原野線、延長1,385.30メートル、起終点地番、用地幅員については記載のとおりでございます。

事前に配付をさせていただきました町道廃止、認定議案説明資料の3ページ目に路線図を添付してございます。敏音知原野線につきましては、平成24年度にTMRセンターが整備されたことに伴い、延長340メートルで道路改良舗装工事を実施いたしまして、延長、幅員が変わりました。また、終点部で道路が現在ないところを認定しており、現況不一致であること、あわせて起終点地番が違っていることから、現在の認定路線を廃止し、再認定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第17号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号 中頓別町道路線の廃止の件は原案のとおり可決されました。

議案第18号

○議長（村山義明君） 日程第23、議案第18号 中頓別町道路線の認定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第18号 中頓別町道路線の認定について、中原産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 議案第18号 中頓別町道路線の認定について。

道路法第10条第2項の規定に基づき、中頓別町道路線を下記のとおり認定する。

記、整理番号43、路線名、敏音知原野線、延長1,184.50メートル、起終点地番、幅員につきましては記載のとおりでございます。

認定する理由につきましては、議案第17号で説明したとおりでございます、再認定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第18号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号 中頓別町道路線の認定の件は原案のとおり可決されました。

議案第19号

○議長（村山義明君） 日程第24、議案第19号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更の協議の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第19号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更の協議について、和田総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、議案の69ページでございます。議案第19号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更する。

平成26年3月4日提出、中頓別町長。

72ページ、最後のページをお開きください。説明の要旨でございますが、北海道市町村職員退職手当組合から組合理約の一部変更について加盟団体に協議がありましたので、議決を求めるものでございます。組合理約の一部変更を必要とする理由でございますが、上川中部消防組合及び伊達・壮警学校給食組合が解散脱退することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約別表を変更する必要性が生じたためでございます。

70ページの改め文を読み上げてご提案申し上げます。北海道市町村職員退職手当組合

規約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（上川）の項中「上川中部消防組合」を削り、同表（胆振）の項中「伊達・壮警学校給食組合」を削る。

附則でございます。この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 他地区のことなので別にこれは構わないのだけれども、これは脱退の変更だよ、名称の変更でなくて。ということは、上川中部消防組合と伊達・壮警学校給食組合が完全になくなってしまったということでもいいの、今後変更がまた出てくるの、どっちですか。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 解散脱退ということでございますので、それに伴って別表から削除するというところでございます。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 私の知っている範囲では、上川中部消防組合は今広域化が進んでいるのです。それで、中部の一部が旭川市と合併したり、独立して少なくなったりするのです。そういうことで、一回解散をするものだと、こういうぐあいに理解をしていますけれども。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第19号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部変更の協議の件は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

○議長（村山義明君） これで本日の日程は全て終了しました。
本日はこれにて散会いたします。
大変ご苦労さまでした。

（午後 3時32分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員